九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

明治初年九州諸藩と北海道開拓

鳥巣, 京一

https://doi.org/10.15017/1079

出版情報：經濟學研究. 69 (3/4), pp.13-53, 2003-01-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

明治初年九州諸藩と北海道開拓

福岡市総合図書館　学芸員
鳥巣京一

一　はじめに
二　北海道の分領支配
三　鹿児島藩の北海道分領支配
1　鹿児島藩への支配地引渡
2　鹿児島藩の返上出願
四　熊本藩の北海道分領支配
五　福岡藩の北海道分領支配
1　福岡藩への支配地引渡
2　福岡藩分領支配地の開拓開始
3　同分領地の開拓
4　分領支配廃止
六　佐賀藩の北海道分領支配
1　安政期の蝦夷地調査
2　佐賀藩の北海道開拓出願
3　佐賀藩分領支配地の開拓開始
4　同分領地の開拓
七　むすびにかえて

一　はじめに

明治以降、移住・開拓の進展を阻害してきた場所請負制度をはじめとする封建的諸制度が廃止されるにしたがい、北海道への移住に対する官の奨励は急速にその効をみせてきた。しかし、開拓使時代の当初は、官にも統一的な移民政策があったわけではない。それは、一つに開拓使の行政機構がいまだ整っていなかったことにもよるが、移民の性格と移住形態そのものに由来するものであったといわれている。

明治二（一八六九）年七月に開拓使が設置され、北海道開拓（蝦夷地を明治二年八月に改称）が委任された。同年一一月、移民に関する最初の規則である「移民扶助規則」が制定された。これは、まず移民を募移工・商、自移工・商の四種に分け、それぞれに対する扶助給貸の方式を定めたものであった。以上は、開拓使直轄地における政策であったが、同時に北海道を分領していた諸藩・省・府その他は、それぞれ移民保護の方法を実施した。ただし、分領支配の期間は短く、その多くは必ずしも農業開拓をめざすものではなかったので、おのおのが整然とした保護規定をもってのぞんだわけではないといわれている。ところが、同四（一八七一）年に開拓使の開

拓方針は一新され、それにともなって移民政策にも大きな変化がもたらされた(1)。

ところで、明治初年における九州諸藩の北海道開拓に関しては、安川巌氏が福岡藩に関して若干ふれているだけである(2)。そこで、本稿ではその点に着目し、九州諸藩の北海道分領支配とその意義を考察したい。まず、諸藩の分領支配を概観し（第二章）、鹿児島藩の北海道分領支配について（第三章）、ついで熊本藩の北海道分領支配について（第四章）考えてみたい。また、福岡藩の北海道分領支配に関しては、福岡藩への支配地引渡、福岡藩分領支配地の開拓開始、同分領地の開拓、分領支配廃止、以上四つに分けて分析する（第五章）。さらに佐賀藩の北海道分領支配についても、安政期の蝦夷地調査、佐賀藩の北海道開拓出願、佐賀藩分領支配地の開拓開始、同分領地の開拓、等に分けて明らかにしたい（第六章）。

二　北海道の分領支配

明治二（一八六九）年七月に開拓使が設置され、蝦夷地（明治二年八月に北海道と改称）開拓を委任されたが、同月二二日に「蝦夷地開拓之儀、先般御下問モ有之候通ニ付、今後諸藩士族、庶民ニ至ル迄、志願次第申出候者ハ相応ノ地割渡シ、開拓可被仰付候事」という太政官布告が出された。こうして分領支配による蝦夷地開拓の方法が打ち出されたことになる(3)。

この分領支配の問題は、ここに始まったことではなく、新政府成立当初から論議されていた。たとえば、明治元（一八六八）年三月の清水谷・高野の建言書には、「蝦夷地開拓之儀、諸藩ヘ御布告被仰付」とあり、同月の岩倉策問への答議のなかでも、木戸孝允のように「大藩ヘ被命候ハ如何哉、藩ノ力ニテ開拓ハ難カルヘシ」と考えるものがいる状態で、政府内部の考え方が必ずしも一本化していなかったことがわかる。そうした中で、中根雪江の蝦夷地開拓案は、政府直轄と藩分割のどちらかをえらぶという二者択一ではなく、両策併進が得策で可能だと判断したところに意義があった。岩倉もまたこれを認めたのであろう(4)。

ところで、同二年七月二二日の太政官布告が出てから八月末までに、出願してきたのは、六藩・一士族にすぎなかったため、政府は、とくに大藩に対して強制的に開拓を命ずることにした。同年八月二八日に、「北海道開拓之儀ハ、兼テ被仰出候通リ即今之急務ニテ、追々御手ヲ被為著候処、何分全国之力ヲ用ヒスンハ成功無覚束、依之今般別紙地所其藩ヘ支配被仰付候間、拮据経営実効相立候様可致事」と沙汰書が出されている。

この決断を形で示したのが、福岡、熊本、鹿児島藩等の九大藩への分領開拓の命令である。以後漸次、中小藩だけでなく、また戊辰戦争において支配地を失った旧仙台支藩を中心とした士族団体も出願してきた。明治四（一八七一）年八月二〇日の分領支配が廃止されるまでの間、この分与に関しては、本務である開拓使を除き、通算して一省、一府、二四藩、二華族、八士族、二寺院の計三八領地におよんでいる(5)。

そこで、一時的な一省（兵部省）、および一府（東京府）を除いた、分領支配者を分類してあげてみよう。

〔藩〕
・分領を出願した藩
佐賀、徳島、高知、水戸、一関、大泉（庄内）、秋田（久保田）、弘前、斗南、米沢、鳥取、岡山、福山、彦根、仙台　計一五藩
右のうち、分領廃止まで支配を継続していた藩は、
佐賀、高知、水戸、一関、秋田、弘前、斗南、米沢、彦根、仙台　計一〇藩
・分領を命ぜられた藩
福岡、鹿児島、熊本、山口、広島、和歌山、名古屋、金沢、静岡　計九藩
右の内、分領廃止まで支配を継続していた藩は、
福岡、山口、静岡　計三藩
〔華・士族、寺院、すべて出願〕
・華族　田安慶頼、一橋茂栄　計二華族
・士族　伊達邦成、伊達邦直、伊達広高、石川邦光、片倉那憲、亘理胤元、五島銑之丞、稲田邦植　計八士族
・寺院　増上寺、仏光寺　計二寺院
右の内、分領支配を途中で放棄したもの
石川邦光、五島銑之丞

このように、開拓の内容はともあれ、最後まで支配地を維持したのは、福岡、佐賀両藩を含む一三藩の他、二華族、六士族、二寺院にすぎなかった。とくに強制的に支配を命ぜられた大藩の維持率が悪いようである。

その結果、二四藩のうち約三分の一は、分与の手続さえ行わずに返上を願い出ており、あるいは受領手続を行ったとしても、形のみの治所の設営、また一部の調査に終わっているものが大半である。開拓着手の意欲をいささかでもみせていたのは、福岡、佐賀、山口、水戸、彦根、仙台、福山の諸藩ぐらいであった[6]。

これらを前提として考えてみると、新政府にとって、北海道開拓の問題が全国的な問題であり、またそのため開拓使という直轄機関を設置したとしても、全面的に政府の手によって開拓を推進することは不可能なことであったといえる。このような状況のもとに、新政府は開拓の方法として分領支配という形態をとらざるをえず、先述の太政官布告をみたと考えられる。しかし、箱館裁判所開設以来の一連の動向をみるならば、こうした決断はむしろ順当な流れであったといえよう[7]。

明治二年末現在の北海道分領地は、次の図（図1）で明確にできる。本図をみると、開拓使および兵部省は、北海道、樺太経営において、開拓上、軍事上、そして財政上枢要な拠点を支配していることが窺えよう。

三　鹿児島藩の北海道分領支配

1　鹿児島藩への支配地引渡

先章であげたように、北海道分領を出願した九州の藩は佐賀藩の一藩で、分領を命ぜられた九州のそれは、福岡、熊本、鹿児島等の四藩であった。明治二（一八六九）年の「開拓使公文録　原本[8]」

図1　分領管轄図（明治２年末現在）

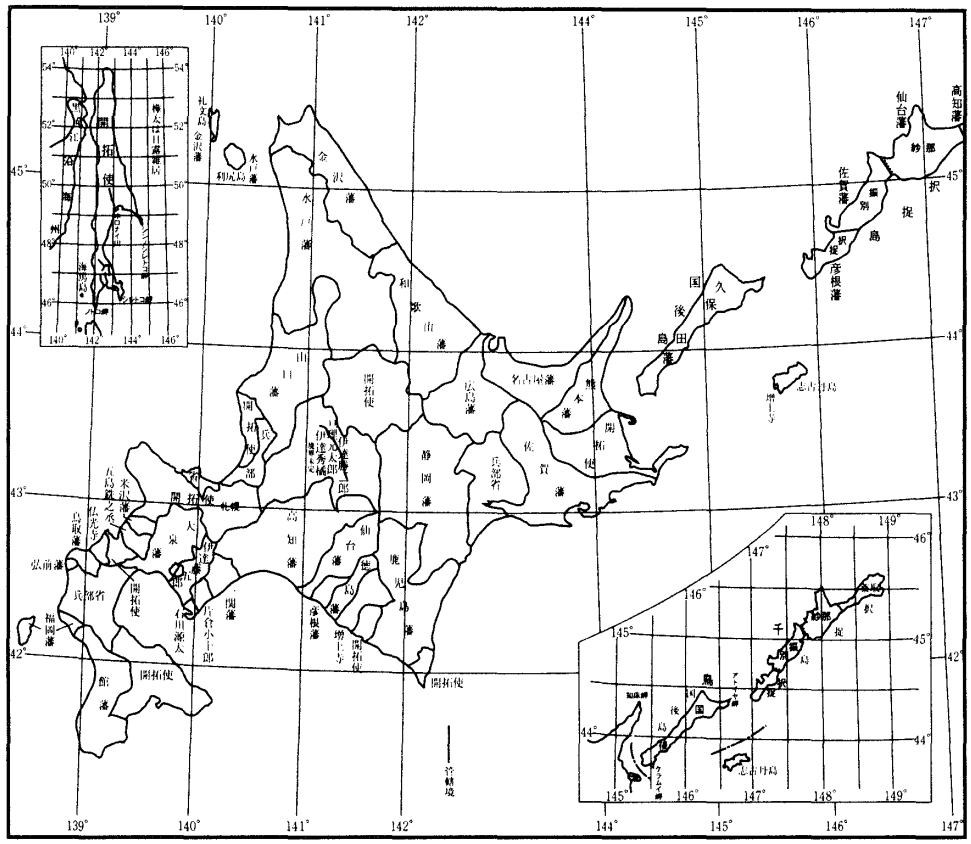

備考：『新北海道史』（第三巻通説二、128頁所収）。

によれば、

鹿児島へ支配地引渡ノ義御達

開拓使

十勝国之内当縁郡、広尾郡、河西郡、日高国之内様似郡、浦河郡、鹿児島藩支配ニ被仰付候間、土地引渡可申事

（明治二年）九月

とあり、太政官から同年八月二八日に北海道支配を命ぜられた鹿児島藩に、同年九月になって十勝国当縁郡、広尾郡、河西郡、および日高国様似郡、浦河郡の支配地引渡に関する達が開拓使から出されていることがわかる。

分領支配を命ぜられた鹿児島藩は、ただちに開拓使に対して、六ヵ条にわたる伺書を提出し回答を得ている。その詳細は、次の史料であきらかである。

今般北海道十勝国・日高国之内五郡支配開拓、被仰付候旨被仰渡候ニ付、左之趣奉伺候

一支配地四方之里数、境目之村名ヲ承知仕度事

一五郡之内銘々戸口、人員奉伺度事

一依望候ハヽ何方百姓、町人之無差別、其支配之向江相談済之上ニ候ハヽ、引移候も故障之儀被為在間敷哉之事

一海産之運上ハ勿論田畑共、追々開懇罷成候ハヽ、租税向ヲ如何相心得可申哉之事

一右支配罷成候付ハヽ、士民其外共都而鹿児島表同様相心得、知事差図ニ而出張先政事向を初、其際刑賞ヲ大事ニ奉伺、小事ハ其侭御委任候哉之事

一前条開拓費用ニ付而ハ、家禄ニ而宛行候儀ニ可有之哉、又ハ公庁を以相弁候儀ニ可有御座哉之事

右之件ニ奉伺申越度御座候間、急速御差図被下度、此段奉願候、以上

（明治二年）八月廿九日

鹿児島藩
公用人
田中清之丞

開拓使
御役所

九月二日
右附札「付紙見込之通ニ而可然哉」

(付箋)「指令」

第一条
〔支配地里数、境目村名等之義ヘ、於箱館伺出可申事
第二条
〔戸口、人員右同様箱館ニ而可伺出事
第三条
〔移住民之儀ヘ、伺之通町(人)、百姓共ニ勝手次第之事
第四条
〔伺之通、尤隣郡其外江関係致し候義ヘ、箱館江伺可申事
第五条
〔海産、田畑租税向、総而其藩江被相任候事
第六条
〔開拓費其藩公庁ヲ以相弁可然事

(9)

本史料の要点を次のようにまとめた。

① 十勝国および日高国の内五郡の支配地の里数、境目の村名は函館支庁に確認することとしている。また、同五郡の戸数、人口等も同様であるとしている。

② 町人、農民など差別なく移住させることは勝手たるべきこと。また、開拓の経費は一切その藩でまかなうこととしている。

③ 政事をはじめ刑賞等の大事は伺のうえ処置し、その他の小事は自藩同様に処置してさしつかえないこととしている。

これらの内容は、旧幕府の支配体制、とくに旧箱館奉行の蝦夷地分領支配時の統轄権と大きな変化があったとは考えられない。

2 鹿児島藩の返上出願

鹿児島藩は、明治二（一八六九）年八月二八日に北海道分領支配を命ぜられ、同年一〇月には逸早く、藩知事名で分領支配返上の建言を行っている(10)。

「鹿児島藩知事島津忠義北海道管轄地返上ノ義建言」

臣忠義謹建言

皇道古ニ復シ、維新ノ時ニ至リ、日々治教上ニ明ニ風俗下ニ美シク、蝦夷ノ遠キ国ヲ開キ、民ヲ繁殖シ、愛恤ヲ加フ、今其地ヲ北海道ト改称シ、分割シテ国郡ノ名号ヲ定メ、各藩ニ合シテ其地ヲ開拓セシム、鹿児島ノ如キ十勝、日高二国之内ニ於テハ某々ノ五郡ヲ管轄セシム、実ニ千古希覯ノ盛典、億兆綏撫ノ浩業、皇国之極南ニ在テ、北地ヲ距ル1、殆千里、況ヤ琉球国及四島七島諸島ノ如キ藩ヲ距ル1、其遠者五百里、近者数十里、如斯遠離ノ諸島土民ノ利害テ弁解シ、急苦ヲ救ヒ難シ、是ヲ憂傷スル日久シ、更ニ他藩ノ比類スヘキニ非ス、然今蝦夷ノ遼遠ナル北南隔絶、四時寒暖ヲ異ニスルノ地、併テ是ヲ管轄セハ開拓治民ノ成功、我藩決シテ成シ得ヘキニ非ス、夫如是ハ自ラ王民ヲ傷ヒ疾シムルノ罪ヲ招ク者、更ニ恐懼ノ至ニ勝ヘス、伏テ願ハ　聖心特ニ臣カ任重道遠シテ、難任ノ苦情、御洞察ヲ賜玉ヒ、今蝦夷管轄開拓ノ命ヲ允許シ給ハン事ヲ、萬々是望足冀臣忠義謹録、奏聞謹奏

(明治二年)
己巳十月

鹿児島藩知事　忠義

弁官御中

紙ヶ付御
被聞食届仆条、其段御附紙并開拓使江可相達置候事

(10)

この史料は、明治二年一〇月付けの「臣忠義謹建言」である。鹿児島藩は、まず、「某々ノ五郡ヲ管轄セシム、実ニ千古希覯ノ盛典、億兆綏撫ノ浩業」と述べ、さらに「蝦夷ノ遼遠ナル北南隔絶、四時寒暖ヲ異ニスルノ地、併テ是ヲ管轄セハ開拓治民ノ成功、我藩決シテ成シ得ヘキニ非ス」と続けて、遠隔、寒冷の地の理由をもって分領支配地の返上の建言を行っている。

その後、同二（一八六九）年一〇月に返上の許可を得ている(11)。維新成立の中心的存在の一つであり、新政府内部でもっとも大きな発言力と行動力をもっていた鹿児島藩のこの行為は、当然大きな波紋をよんだ。北見国方面に分与された名古屋、広島、和歌山、金沢の諸藩は、鹿児島藩と同じような財政上の理由で同三（一八七〇）年六月から一〇月にかけてことごとくその支配地返上を行っている。

同三年五月一〇日、開拓使は金沢藩の北見国返上出願に対し、「右藩支配地ハ（中略）、北門枢要ノ地ニ付、闔国第一等ノ大藩力ヲ尽シ、速ニ開拓ノ実効ヲ奏シ、魯人軽侮ノ情ヲ挫候様致度候処、万一因循ノ願意御許容相成候ニ於テハ、其他開拓ノ藩々気配ニモ拘リ、大ニ開拓奏効ノ遅速ニモ関係可仕候条、篤ト御説諭有之度存候也」と、太政官に対し、同藩の返上を慰留し、許可をしないよう要請しているが、その効はなかった(12)。

このような北見国の大藩の支配地返上によって、開拓使はなすすべもなく、かといって小藩にその支配を命ずることは無理であったため、結局所期の目的は、まったく後退するような現象を呈してきたのである。

なお、鹿児島藩返上後の十勝国広尾、当縁、河西三郡は、田安従二位、一橋従二位が分割支配を行った（図2参照）。

図2　十勝国広尾・当縁両郡国

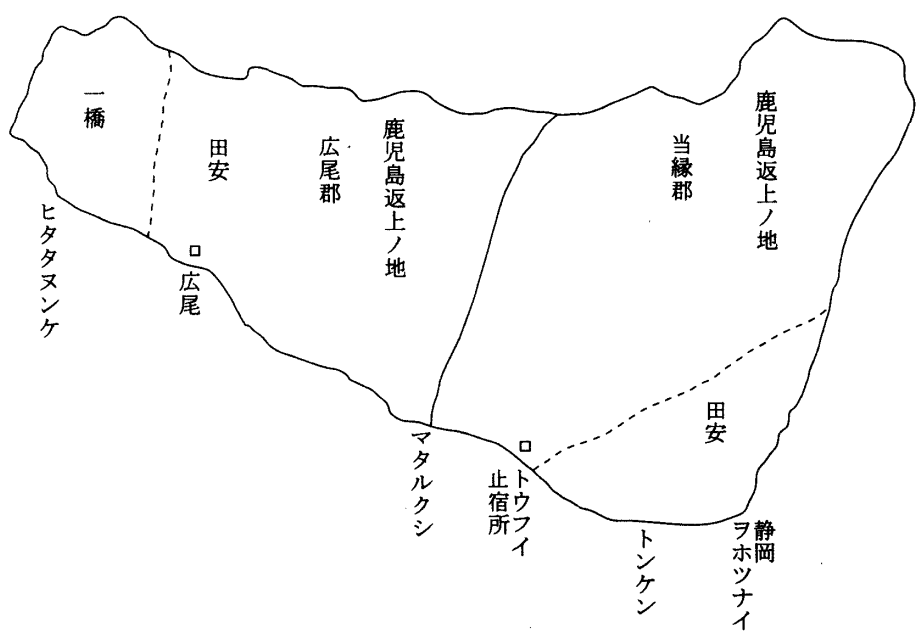

備考：(1)　明治二年「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」（A4－194）。
(2)　鹿児島藩から返上された広尾・当縁両郡の田安、一橋への分割支配の境界図。

四　熊本藩の北海道分領支配

次に、熊本藩の北海道分領支配についてみてみよう。明治二（一八六九）年八月の「北海道地所割渡留」[13]によれば、

根室国之内目梨郡、標津郡、熊本藩支配被仰付候間、土地引渡可申事

（明治二年）九月　　太政官

とあり、太政官から同二年九月（正式には八月二八日付）に熊本藩は、北海道分領支配を命ぜられたことが窺える。分領支配を命ぜられた直後、同年九月六日に熊本藩は、根室国目梨・標津両郡の支配地への巡見者派遣に関して開拓使に問合わせている。すなわち、

（付箋）「熊本藩井上治郎丞ゟ同藩支配地巡見之者差遣ニ付便船乗組ノ義願」

熊本藩
嶋田弁左衛門
沼　小弥太

右ハ今般根室国之内目梨郡、標津郡、当藩支配開拓被仰付候処、不案内之土地柄ニ付差寄役人出張之年賦ホ可有之儀ニ候得共、土地人民ホ之様子一応為見聞、右両人之者差越申度奉在候、然処開拓御用として近ゟ根室下御役ニ被差越候由、御承知仕候ニ付、可相成儀ニ御坐候ハヽ、右御船便ニ乗組被仰付被下候様奉願候、以上

熊本藩
井上　治郎丞

（明治二年）九月六日

（付箋）「指令」

願之通聞届、乗組印鑑相渡候ニ付右ヲ以乗組可致事

札ヶ附

[14]

この史料は、明治二年九月六日付けの「熊本藩井上治郎丞ゟ同藩支配地巡見之者差遣ニ付便船乗組ノ義願」であるが、「指令」に「願之通聞届」とあり、同藩支配地の巡見者の便船乗組が許可されていることがわかる。熊本藩の嶋田弁左衛門、沼小弥太の両名の派遣は、目梨・標津両郡支配地の「土地・人民等之様子一応為見聞」のためであった。

その後、明治三（一八七〇）年一一月に開拓使は、各藩等の分領地詰合に対し、次のような調査報告書の提出を命じている。

其支配所移住民繰入方之義、当年ハ手落相成候趣ニ付、共、昨年相移し候人員之多寡、及其服務之方、至急取調可差出事

（明治三年）庚午十一月　　北海道開拓使

斗南藩
福岡藩
米沢藩
片倉小十郎殿
一ノ関藩
徳島藩
彦根藩
水戸藩

山口藩
久保田藩
熊本藩
佛光寺
静岡藩
田安従二位
一橋従二位

(05)

以上のように、開拓使は熊本藩等に対し、分領支配地への移住民の人員数、およびその服務の方法について回答をもとめていることがわかる。しかし、この回答を含め熊本藩分領支配地の開拓についての詳細な史料は、残念ながらみいだすことはできない。

翌三月には、熊本藩は、はやばやと分領支配地返上の出願を行っている。明治四（一八七一）年の「開拓使公文録　原本(06)」によれば、

（付箋）「三月十四日
熊本藩根室国支配地依願被免之義御達」

北海道開拓使

熊本藩根室国支配地依願被免ル間、此旨相達ル事

（明治四年）辛未三月

太政官

とあるように、同四年三月一四日付けで太政官が開拓使に対し熊本藩根室国の支配地返上を許可している。このように熊本藩は、分領支配地の受領手続を行い、いくばくかの吏員の派遣、形のみの治所の設営、また一部の調査を行っている。つまり、熊本藩は形のみの分領支配を行ったものと思われる。ちなみに、返上後の目梨・標津両郡は、同年五月一二日、仙台藩の「増支配」となっている(07)。

五　福岡藩の北海道分領支配

1　福岡藩への支配地引渡

先章であげたように、北海道分領を出願した藩は、佐賀、水戸、秋田、高知等一五藩で、分領を命ぜられた藩は、福岡、熊本、鹿児島、金沢等九藩であった。明治二（一八六九）年の「開拓使公文録　原本(08)」によれば、

福岡藩へ支配地引渡ノ御達（義）

後志国之内久遠郡、奥尻郡、福岡藩支配ニ被仰付ル間、御地引渡可申事

（明治二年）九月

（付箋）「福岡藩公用人山内俊郎ヲ同藩支配地ノ義ニ付伺」

九月七日出ス、即日付ケ札出シ下ル

附札ヶ
今般後志国之内久遠、奥尻二郡、当藩支配ニ被仰付ルニ付、毎事御委任ニ相成、以見込開拓取斗可申心得ニ御座ル得共、為念此段奉伺ル、以上

（明治二年）九月七日

福岡藩公用人
山内　俊郎

伺之通たるへく候、尤該郡へ関係之儀ホハ、勿論支配地内之事と雖モ、大事件ハ函館へ可伺出事

とあり、太政官から同年八月二八日に北海道支配を命ぜられた福岡藩に対して、同年九月になって後志国久遠郡、奥尻郡二郡の支配地引渡に関する達が、開拓使から出されていることがわかる。また、分領支配を命ぜられた直後、同年九月七日に福岡藩は、同藩公用人山内俊郎を通して、「毎事御委任ニ相成、以見込開拓取計可申心得ニ御座候」と、念のため指示を仰いでいる。それに対して、開拓使は、福岡藩に「支配地内の大事件は、その都度報告するように」と回答している。

つづいて同年一〇月に福岡藩の蝦夷地開拓請持である民事懸大属広瀬謙造、菅野迂一郎の両名は、開拓使庶務掛に対して一〇ヵ条にわたる伺書を提出し回答を得ている。すなわち、その詳細は次の史料であきらかである。

御伺申口上覚

一久遠・奥尻両郡支配地ニ被仰付候ニ付榜示相改度事

一開拓之義御委任被仰付候ニ付、是迄之運上屋ヲ始、浜役ホ人品ニヨリ穏渉御座ハ支

一是迄流罪人御渡ニ相成ハ奥尻郡之義ハ、爾来人口少ク、漁家三軒斗リ有之候由、然ニ追ラ他方ニ致離散、今程十軒斗リ相残居申ハ、右之次第篤と見聞仕ハ処、元ヨリ懸民之輩多員之流人江被圧ハニ付、彼カ業条を忘ハヨリ相起ハ義ト被存ハ、依テ是迄之通リ流人御渡ハ相成ハニハ、開拓之見込難相立ハ間、右之流人何卒他右転移被仰付度奉存ハ事

一奥尻詰方之役ラ書類ホ、不残当藩江引渡罷帰ハ様御達被下度ハ事

一奥尻郡役宅二軒、板蔵一戸、前旧幕府出役之節建込ニ相成、今程箱館ヨリ出役之面ラ居住ニ相成居申ハ条、右役ラ引払之後ヘ、当藩江御渡被下ハ事

一久遠・奥尻并太田運上屋ニ有之ハ役付之印章并ニ書類ホ、当藩江受取申度ハ事

一両郡共支配之人民往来手形、向後当藩江出申致候事

一他方之廻船支配地之海岸ニテ万一破損致ハハヽ、右改方之義ハ当藩ヨリ可仕哉之事

一御役員并ニ藩ラ之士族、公用通行之人馬賃銭并ニ賄代之御定則支配地村役之者共江速ニ相達度ハ間、右御定則相伺度候事

一御布告且御達ホ、開拓使ヨリ許ヲ被仰出ハ義ハ、久遠郡当藩出張所江御直達被下度ハ事

但、御達書名当之義ハ、福岡藩出張所ト欤、開拓所ト欤、藩ラ之振合ヲ以御定被仰付ハ事

右之趣宜敷御沙汰奉願ハ、已上

（明治二年）
巳十月

福岡藩
菅野迂一郎 判
広瀬 謙造

開拓使庶務掛御中

右付紙

第一条 伺之通リ

第二条 右同断

第三条 追テ可及詮義、先夫迄ハ方今之通可得相心得事

第四条 伺之通リ夫ラ及沙汰置ハ事

第五条 伺之通リ

第六条　伺之通リ
第七条　伺之通リ
第八条　伺之通リ
第九条　先是迄之通リ可得相心得事
第十条　伺之通リ聞届候

本史料の要点を次のようにまとめた。

① 久遠・奥尻両郡の支配地の榜示は、訂正してよいとしている。また、布告や達等は、久遠郡福岡出張所へ直達することとしている。

② 奥尻郡役宅二軒、板蔵一戸は、そのまま福岡藩に引渡すとしている。ただし、奥尻郡詰所のすべての「役々書類」の引渡しは、指示があるまで待つようにということであった。また、奥尻・久遠両郡、および太田運上屋にあった役付の印章、ならびに書類等は、福岡に引渡すというものであった。

③ 久遠・奥尻両郡の支配地の人民往来手形は、福岡藩で取扱うこととしている。また、「御役員、并ニ藩々之士族」の公用通行の人馬賃銭や賄代に関する「定則」は、従来通りとしている。

④ 開拓委任をうけた奥尻島は松前藩の流刑地であった。福岡藩は、この支配地内に流刑場があっては開拓に支障をきたすため、その流刑場の移転を伺っている。開拓使庶務掛は、それに対して「追て可及詮議」として、取不敢従来通りとしている。

その後同年一二月一七日に、福岡藩は、開拓使に流刑囚に関する願書を提出している。すなわち、

奥尻流人之義ニ付願書

支配地奥尻郡ニ流人居申付候は、悪行ヲ忌候ら人民も離散仕、開拓之見込も難相立故、他方之移住之義、先般御願申上候処、追而御評議可被仰付、先当分此迄之通可相心得と御指図ニ相成奉畏候、然ニ此上之当藩之請取申候熟考仕候処、改而他方之移住被仰付候も、御手数込ニ御座候、支配地追々開拓ニ付而は、同人共遣方之道も可有御座候、流人とて徒ニ消日為致候は、却て悪行ヲ醸ス媒ニ御座候得は、只今之流人丈けを悉皆藩之御引請申度候、左候ハヽ改而藩請相立、夫ら遣方之道ヲ施し出精候次第吟味之上、追ら土民ニ致候法則ニ仕度奉存候、右御聞置被成下候ハヽ、以後別段天朝ら備米□御下ケニ不及候、然ルニ向後之所此迄之通流人御流ニ相成候ても何分藩も行届不申候、此段愚考仕候処、開拓之各藩□人其罪人出来次第、御割付ニ相成候ハヽ、御手当も省略ニ相成且多員一ヶ所ニ不相集候ニ付、悪会ヲも不企、開拓之妨も不致、可然かと奉存候、御政体之儀ニ御座候得共、乍恐此段申上候、宜敷御評議可被成下候、以上

（明治二年）
十二月十七日

福岡藩
広瀬　謙造

（朱筆）
「札幌詰島判官之申達候通有之ニ付、其方へ可伺出事」

この史料は、明治二（一八六九）年一二月一七日付けの「奥尻流人之義ニ付願書[20]」であるが、奥尻の流刑場移転問題は同年一二月に至っても、まだ解決していないことがわかる。そこで、福岡藩は、開拓使に流刑囚を開拓民として使用できるように懇願している。その理由は、流刑囚の賄料は開拓した土地からの収穫物を充てるから、政府からの費用支出が軽減できるというものであった。しかし、流刑囚の開拓民としての使用許可の有無についての詳細な史料は、残

念ながらみいだすことができない。

また、福岡藩と同様に諸藩からも伺書が出され、開拓使がその都度回答している。「開拓使公文録　原本」に散見する各藩などから出された支配の方法、権限に関する伺書に対する回答の諸件を整理してみると、次のように要約されよう。

① 農民、町人など差別なく移住させることは勝手たるべきこと。
② 支配地の既移住民、および土人等は藩民同様に取扱うべきこと。
③ 開拓の経費、人夫雇賃等は一切その藩でまかなうべきこと。
④ 政事をはじめ刑賞等の大事は伺のうえ処置し、その他の小事は自藩同様に処置してさしつかえないこと。ただし小事であっても、隣郡と関係する事項は伺い出ること。
⑤ 海産、田畑の租税などの収納は、その藩の勝手たるべきこと。ただし移出入運上は、北海道四港の沖ノ口運上所（明治二年一月、海官所と改称）に納付すること。

これらの内容は二章で述べた鹿児島藩の場合と同様、旧幕府の支配体制、もっと至近な例として旧箱館奉行の蝦夷地分領支配時の統轄権と大きな変化があるとは考えられない。しかし④の開拓の基本的施政や、司法権に関しては、統一的に把握しようとしていたと窺うことができよう[20]。次節で述べるが、事実、開拓使は明治四（一八七一）年に開拓の方法、その内容などの見込書を提出させ、それに対して種々の変更や指示を与えているからである。

2　福岡藩分領支配地の開拓開始

福岡藩は、近藤健蔵を奉行に任じ、場所請負人であった荒谷新左衛門の運上所屋舎に、奥尻本陣を設け、支配人岡本三郎は青苗村の鰍ヶ澗に役宅を設けて村政を司ることになった。久遠郡には、久遠郡福岡藩出張所を置いて開拓を開始した[21]。

福岡藩が、北海道分領支配の開拓にあたって購入した用品についてみてみよう。明治二年の「書類　金穀掛[22]」によれば、

一福岡藩之事
　御入用品直段書
一味噌　拾弐樽　壱樽ニ付金弐両三分弐朱位
　代金三拾四両弐分也
一塩　三ツ切五俵　壱俵ニ付壱分弐朱位
　代金壱両三分弐朱也
一醤油　拾樽　壱樽ニ付金三分弐朱位
　代金弐両三分也
一餅米　弐俵　壱俵ニ付四両壱歩三朱也
　代金八両三分弐朱也
一大豆　壱俵　代金弐両弐朱也
一大根漬　拾五樽　壱樽ニ付壱両三分也
　代金弐拾弐両弐分也
一茶　五斤　壱斤ニ付金百拾文位
　代金弐分ト永弐拾文
一生姜漬　壱樽　代金壱両壱分也
一梅漬　壱樽　代金壱両壱分也
一白〆油　五升　壱升ニ付金三分弐朱也
一酒　四樽　越海酒弐斗入　壱樽ニ付金弐両壱分弐朱位

代金拾両弐分也

一椀　拾人分　代金弐分也
一箸　壱把　代永九文
一膳　拾人前　壱膳ニ付永百二拾文
代金壱両弐分也
一水桶　弐ツ　壱ツニ付金壱歩弐朱位
代金二歩也
一汁杓子　五本　壱本ニ付永九文
代永四拾五文
一鍋大　五升焚弐枚　壱枚ニ付壱両弐朱也
代金弐両壱分也
一同小　三升焚弐枚　壱枚ニ付金弐分弐朱也
代金壱両壱分也
一喰釜　八升焚壱ツ　代金弐両三歩也
一湯釜　八升入壱ツ　代金壱両壱分也
一茶呑茶碗　拾人前　代金弐朱也
一米磨桶　弐組　壱組ニ付金三朱也
代金壱分弐朱也
一ざる　三枚　代金壱分弐朱也
一手桶　弐荷　壱荷ニ付金壱分弐朱也
代金三歩也
一柄杓　五本　代永五拾文
一水杓　五本　代永百四拾文
一炮丁　弐挺　壱丁弐朱也　代金壱分也
一魚炮丁　弐挺　壱丁三朱也　代金壱分弐朱也
一摺鉢　弐ツ　壱ツニ付金三朱也
代金壱歩弐朱也
一喰鉢　三ツ　壱ツニ付金弐分位
代金壱両弐分也
一飯杓子　五本　代永五拾文
一附木　大九拾把　代金弐朱也
一自才かぎ　弐ツ　壱ツニ付壱分弐朱也
代金三歩也
一重納　壱枚　代金三朱也
一ごとく　弐ツ　代金三朱也
一かんど提燈　壱ツ　代金三分弐朱也
一マサカリ　三挺　壱丁ニ付金弐分也
代金壱両弐分也
一鉈　三挺　壱丁ニ付壱分　代金三分也
一大ノコキリ　壱挺　代金壱両也
一雨具簑笠共　七人前　壱人前金壱分ツヽ
代金壱両三分也
一壱升桝　壱ツ　代金壱分弐朱也
一実子箒　五本　代永九拾文
一わらじ　五拾足　壱足ニ付六文弐分
代金壱分ト永六拾文
一生麩　壱升　代永百弐拾五文
一元結　拾五把　壱把ニ附永拾文三分
代永百五拾四文五分
一髪附　五拾本　壱本ニ附永三拾文

代壱貫五百文
一カミスリ　三挺　壱挺ニ附金壱歩位
代金三分
一同砥　壱挺　代永百八拾七文五分
一十露盤　壱挺　代金壱分弐朱也
一水入　弐ツ　代金弐朱也
一御用箱　錠付ニて壱ツ
代弐両弐分　永百四拾五文
一高張　壱向ィ　壱ツニ付弐分壱朱也
代金壱両弐朱也
一弓張　三張　代金弐分一朱也
一取縄　五本　壱本ニ付一朱ツヽ
代金壱分一朱也
一ほだ　弐ツ　代四両
一天秤　壱挺　代金弐分弐朱也
一鉄砲箱風呂　壱ツ　代七両
一米箱　但、五斗入　壱ツ　代三分
一掛蒲団　八枚　壱枚金三両弐分位
代金弐拾八両也
一行燈　壱ツ　上ニ但、附属品共
代金壱両也

と記してある。このリストは、福岡藩が奥尻島開拓にむけて最初に準備した入用品である。福岡藩が購入した用品は、食料品、台所用品（食器を含む）、日用品等多岐にわたっている。食料品は、塩、醤油、餅米、大豆、大根漬、生姜漬、梅漬、味噌等である。また台所用品は、椀、箸、膳、水桶、汁杓子、鍋、喰釜、湯釜、茶呑茶碗、米磨桶、ざる、手桶、柄杓、水杓、炮丁、魚炮丁、摺鉢、喰鉢、飯杓子等である。日用品は、わらじ、実子箒、元結、髪附、御用箱、行灯、掛蒲団、天秤、米箱、水入、自才かぎ、ごとく等である。

購入以外の用品には、米（六〇俵）、土瓶（三）、焚炭（八〇俵）、酢（一樽）、阿房煙草（一箱）、和紙、墨（五挺）、筆（一〇対）、硯箱（硯石共二組）、小刀（二挺）、キリ（二本）、朱墨（一挺）、朱硯石（一ツ）、蝋燭（二五〇挺）、奥尻役所印、押切印、長持（二ツ）等である。またこの他に同史料で興味深いのは、奥尻島の流刑囚用の囚人服、手鎖、十手、ゲーベル銃（二挺）等がみられることである。しかし、分領地の開拓に必要な用品は、鉞が三挺、鉈（三挺）、大鋸（一挺）と少なく、その初期（明治二年）の段階では、開拓にどれくらい力を入れようとしていたのか疑問である。ちなみに、購入用品の合計は、約金一三〇両であった。

3　同分領地の開拓

開拓使は、明治四（一八七一）年五月七日に各藩等の分領地詰合に対して、次のような調査報告書の提出を命じている。

其藩開拓之見込等承知イタシ度儀有之候条、別紙ノ廉々詳密取調、来七月中書類相纏メ主宰ノ官員札幌表へ可被罷出候也
（別紙）
(1)一、開拓見込ノ事

(2)一、移住民繰入人員期限ノ事
(3)一、山道ヲ開、水理ヲ興シ、運便ヲ付候場所見込ノ事
(4)一、諸産物税則ノ事
(5)一、浮小物成類収納ノ事
(6)一、永住出稼並土人共姓名ノ事
　但、永住出稼人数、明治二年己巳年以来新ニ相殖候分ハ書載分之事
(7)一、漁舟漁具類之事
　但、己巳年以来新ニ相殖候分ハ前同断
(8)一、開発田畑畝数ノ事
　但、右同断
(9)一、社寺ノ数、給禄、縁起等之事
(10)一、牛馬員数ノ事
(11)一、支配地被仰付候以来当明治四年未年迄、産物収納之事
(12)一、開拓或家作等ニ仕払候金穀凡員数高之事
(13)一、年々開拓ニ相充候金穀定額之事
　右之通ニ候事
（本史料の(1)～(13)は筆者が付記、以下(1)～(13)の順に説明）[24]

以上のように、開拓使の取調は、「第一条の開拓の見込」をはじめ、諸産物税則、山道・水利、移住民繰入期限、開発田畑畝数、社寺数、牛馬数、開拓の費用等一三ヵ条に及んでいた。つまり、開拓使は、各分領地の支配の実態、ならびに支配の見込・方法などについて、詳細に掌握しようと努めていることがわかる。

この調査報告書提出に加え、同年三月には、開拓使は、北海道全国道路網の充実のために、各藩の分領地詰合に対して、分領地内の交通施設を極力整備するよう命じており、ここからも開拓使の統一的な基本的施政を窺うことができよう[25]。

次に少々長いが開拓使に提出した明治四（一八七一）年の「各県支配地十三ヶ条取調書」[26]を全文引用し、当時の福岡藩（明治四年の廃藩置県後、福岡県となるが、福岡藩で統一）の支配地状況を概観したい。さらに、次章では佐賀藩のそれを考察し、福岡藩の場合と比較検討したい。

(1)開拓見込

各県支配地十三ヶ条取調書

第一　開拓見込之部

福岡県

後志国久遠郡之義は、山郡平地少く、海岸十ニ八九は絶壁ニ而平渚少く、高山之麓ニ些少之平野、所ゟニ有と雖モ、水理ナキ故に田之開墾ニ見込ナシ、雑物は育熟スルニ付畑之開墾ニ宜シ、然レとも畑を専として民を殖れは餓次ゟを免れさるの地味也、此郡は地勢坤ニ向ヒ、海岸峨々たる故に海深く鯡魚之来る事多シ、故ニ漁を専として民ヲ移し、土ニ安するに随而家一軒ニ何程と人数ニ応シ、荒地を割与ヘ漸々に開拓之見込、是万全之良策と已ニ此道己巳以来相施ス処存、外ニ土地相拓凡土地を拓くは必しも農ニ限ラス、或は魚塩之利を収め、或は山林之材を殖、或は野牧ヲ起シ、或は港市ヲ開き、或は水利を通ス、其地水勢ニ随テ、人民ヲ繁殖セしめ、水土をして不毛ならしむれは税カ所自ヲ増加す、是開拓之大綱乎

海産

鯡多　海鼠中　鮑中　鱶少　昆布中　鰯中　帆立少　鱈少　鮎少　鮭少　雑魚多
和布少　海苔極少　布海苔極少

地産

呱吧芋　小角豆　大豆　小豆　麦　蕎麦　粟　小黍　稗　油菜　荏

雑菜品々

奥尻郡は嶋郡にして平地なく、畑は漸く人民之菜ヲ作ル之地有り、鯡魚は来るニ付漁ヲ起すに利あり、外開拓之見込并己巳以来施行、久遠ニ同し

海産

鯡多　海鼠中　蛸中　和布少　昆布少　海苔極少　布海苔少　鰒中　鮹少

鱈少　鮑少　帆立中

地産

呱吧芋宜　大豆　粟宜　小豆　小角豆　麦　雑菜

この(1)開拓見込を要約すると次のとおりである。

① 久遠郡は、北海道の西北にあって、小さな郡（面積一三四・一六平方キロ）で、西南の一帯は奥尻海峡をはさんで奥尻島に対している。土地の大部分は山林からなり、平地に乏しく海岸も絶壁で平渚が少ない。また稲作には水脈もなく不適当であるが、米以外の雑物用畑の開墾には適している。魚の中では鯡が多いので漁業を主として移住させ、一戸の人数に応じて荒地を割与え、徐々に開拓を行う見込である。そこで、この方策で、明治二（一八六九）年以降開拓を進めている。その他、木材加工や放牧を行い、港市を開き、水利を開発することとしている。

② 奥尻郡（渡島半島の西北、日本海上六〇キロの地点にある一島一郡で、島はほとんど丘陵地帯で、海岸には絶壁や岩礁が多い）は島で、平地もなく、良港にも恵まれていない。そのため開拓に関する奥尻郡の条件は、久遠郡と同じで、開拓見込とその方策は同様なものであった。

このように、福岡藩の北海道出張所[6]は、分領支配地の開拓見込とその現況を報告している。つまり、久遠・奥尻両郡の自然的、地理的条件は甚だ厳しかったことが窺えるだろう。

次に、この報告書を第二条から順次みていくことで、当時の福岡藩支配地状況の概要を察知することができよう。

(2)移民期限

移住民繰入に関する人員と期限については、

第二　移民期限之部

福岡県

後志国久遠郡移住民繰入方之義、大凡年々四、五拾人宛々予算ス、能其地味と海利を察シ、人を移スニ非レハ、厳寒を免れすして、又離散ス、移セハ移すに随テ一夫一婦も其地を離れす、安堵するの道を施して、漸々ニ開拓之見込也、且財を限す、土地を繁栄せしむるは限なし、何ソ一朝ニ荒茫ヲ都会トナス1ヲ得ンヤ、且歳月ヲ限テ足リとして移住民ヲ止ムニ及ンヤ、故ニ期限ヲ定メス

奥尻郡之義も同様之事

とあり、久遠・奥尻両郡は、それぞれ四、五〇人宛の入植者を予定していたことがわかる。また、その期限については、移住民が冬の寒さに忍えきれず離散し、「荒茫ヲ都会トナス」には年月が必要であるとして、その期限を定めないとしている。

(3)山道、水利

第三　山道、水利之部　　福岡県

久遠郡は海中ニ突出し、奥尻郡は大洋ニ横墻ス、山道を開くに通すへき地なし、水利ヲ起スニ大流ナシ、久遠は只渡島国爾志郡と太櫓郡ニ往復ス通スル一路而已、此道昨年来修理ヲ加ス所也

久遠・奥尻両郡は、山道を開発する地もなく、水利開発を行うにも水脈がないと報告している。

(4)諸産物税則

福岡藩支配時代の諸産物に関する税則は次のように定めていた。

第四　諸産物税則之部　　福岡県

後志国久遠、奥尻二郡税則

一鯡　改高之一割、出稼は改高ゟ壱割以下
一鱈　釣人壱員ゟ弐貫五百目、十月ゟ正月迄壱朱、二月ゟ五月迄壱朱
一鮑　釣人壱員ゟ三拾枚ツヽ
一鰒　改高ゟ壱割を収ム
一蛸　突入壱員ゟ壱貫八百目ヲ収ム、出稼は弐貫七百目
一海鼠　引人壱人ゟ拾六貫、出稼は弐貫四百目
一昆布　年ゟ生育ヲ経検(ママ)シテ揚高壱割之見込ヲ以請方申付テ収税ス
一鰯　釣人壱人ゟ拾箱を収ム、出稼は弐十箱ヲ収ム
一鮭　改高之壱割
一帆立　引人壱人ゟ帆立身三百九拾ヲ収ム、但奥尻は上貝五拾ヲ収ム

この税則でとくに注目したいのは、諸産物の税率に格差をつけ、出稼を優遇していることであろう。とくに海鼠は「引人」が一六貫目で、出稼は二貫七〇〇目で、約六分一以下の税率であった。このことは従来の住民や移住民よりも、漁業開拓を出稼人に依存しようとしていたためと思われる。

(5)浮小物成類収納

第五　浮小物成収納之部　　福岡県

後志国久遠、奥尻二郡浮小物成

一職人　壱人　年々金弐朱
一請負商人　同　同　金壱歩
一商家壱軒　同　金五両
一山材伐出金高ゟ四歩税　新造船は伐木之税ヲ石数ニ応して収ム
一産物積出其外役所之証印ヲ乞時は永三拾文ヲ収ム

浮小物成は、浮役[28]ともいい、浮動して定まらない雑税という意味である。たとえば、何役（川役、網行など）何分一（商業・漁猟、山材などの業に従事する者から、売上高、収穫高の何分の一かを徴収）、何運上（水車運上、市場運上など）などと称したものは、多くは浮役に属した。

福岡藩の場合は、職人が一人当たり年々金二朱、請負商人が同金一歩であった。また、商家は一軒当たり年々金五両であった。なお、

福岡藩の新造船役は「伐木之税ヲ石数ニ応じて収ム」とある。山口藩の場合のそれは、弁財船、割合船、中造船、図合船、三伴船、帯船、磯船等の船種や石高に応じて決められていた[29]。

(6)永住、出稼、土人等人数

福岡藩分領支配地である久遠・奥尻両郡の移住民状況について考察しよう。まず、久遠郡に関しては、明治四（一八七一）年の「後志国久遠郡産物戸籍等調書」[30]によれば、

後志国久遠郡

午歳（明治三年）海産取揚高

一四千九百九拾七石弐斗八升七合

内

鯡四千六百拾石令三斗三升

鱈七石五斗

鮑弐石三斗

鱒弐石四斗

鮭三拾三石

蛸弐拾四石壱斗五升五合

海参四石六斗七升五合

鰯九拾五石九斗弐升七合

昆布弐百拾七石

〆

一神社　四棟

太田神社　壱座

稲荷神社　弐座

言代主神社　壱座

右何処も社人無之

一寺　壱宇

禅宗廣福寺　僧弐人

一永住　弐拾五軒

人口七拾五人　内男四拾五人

女三拾人

内

弐軒　従前之分

人口九人　内男六人

女三人

弐拾三軒　午歳移住之分

人口六拾六人　内男三拾九人

女弐拾七人

一移住出稼　百三拾六軒

人口七百八拾八人　内男四百八拾八人

女三百人

内

六拾九軒　従前之分

人口五百四拾五人　内男三百六拾八人

女百七拾七人

六拾七軒　午歳移住之分

人口弐百四拾三人　内男百弐拾人

女百弐拾三人

一土人　弐軒

人口九人　内男六人
　　女三人

一開墾畑　七町八反

内弐町三反　従前之分
五町五反　午歳開墾之分

一西南渡嶋国爾志郡界ヨリ北太露郡界迄

里程九里廿五町

一馬　四拾壱疋

内牡弐拾弐疋
牝　拾九疋

とあり、明治三（一八七〇）年末までの永住が二五戸、人口が七五人（男が四五人、女が三〇人）であった。その内訳をみると、従前（明治二年以前）の永住が二戸、その人口が九人（男六人、女三人）であったが、明治三年だけの永住が二三戸で、その人口が六六人（男三九人、女二七人）となり、戸数では一一倍強、人口では六倍強の増加となっている[61]。

また同年末の移住出稼が一三六戸、人口が七八八人（男四八八人、女三〇〇人）であった。またその内訳をみてみると、従前の移住出稼が六九戸、人口が五四五人（男三六八人、女一七七人）で、明治三年だけのそれは六七戸、その人口は二四三人（男一二〇人、女一二三人）と、ほぼ倍に急増している。

次に、奥尻郡に関して、明治四（一八七一）年の「後志国奥尻郡産物戸籍等調書」[62]によれば、

後志国奥尻郡

午歳（明治三年）海産取揚高

一三百三拾六石七斗六升八合弐勺五才

内

鯡弐百九拾弐石壱斗壱升七合五勺
鮑九石五斗五升七合
鱈三石三斗壱升弐合五勺
鱒九石
雑粕五石五斗六升弐合五勺
鰯六石六斗壱升弐合五勺
海参壱石八斗八升七合五勺
蚫八石壱斗四升三合七勺五才
昆布五斗七升五合

〆

一神社　壱棟

澳津神社　壱座　社人無之

一寺　無之

一永住　戸拾四軒

人口五拾弐人　内男三拾壱人
　　女弐拾壱人

内

戸拾軒　従前之分

人口四拾弐人　内男弐拾四人
　　女拾八人

戸四軒　午歳移住之分
人口拾人　内男七人
女三人

一移住出稼　戸拾弐軒
人口四拾人　内男三拾人
女拾人
内
戸三軒　従前之分
人口拾壱人　内男七人
女四人
戸九軒　午歳移住之分
人口弐拾九人　内男弐拾弐人
女六人

一土人無之　無
一開墾畑　七反
内
三反四畝　従前之分
三反六畝　午歳開墾之分

一嶋之周囲　拾六里八町
一馬　無之

と記してある。明治三（一八七〇）年末の永住が一四戸、人口が五二人（男三一人、女二一人）であった。従前の永住が一〇戸、その人口が四二人（男二四人、女一八人）であり、明治三年だけの永住が四戸で、その人口が一〇人（男七人、女三人）であった。つまりその戸数は四割増で、その人口では二割強の増加であった。

また同年末の移住出稼が一二戸で、人口四〇人（男三〇人、女一〇人）であった。またその内訳をみると、従前の移住出稼が三戸、人口が一一人（男七人、女四人）で、明治三年だけのそれは九戸、その人口は二九人（男二二人、女六人）と、約三倍に増えている。

このように分領地支配開始以前から、久遠郡の住民の方が多く、開始以降の移住者も著しく増加したことが窺える。おそらく久遠郡は奥尻郡よりも、自然的、地理的条件が良かったのであろう。また、従前の居住者に対する移住民の割合をみると、久遠郡の永住戸数が一一倍、移住出稼戸数が一倍であったのに対し、奥尻郡の永住戸数が四割増、その戸数が三倍にそれぞれ増加している。このことは、奥尻郡への入植も積極的に奨励されたが、結果的には永久ではなく、移住出稼の増加にとどまったことを意味するであろう[83]。

(7)漁船・漁具数

久遠・奥尻両郡の漁船、および漁具数は、次の通りである。

第六　漁船漁具数之部　　福岡県

後志国久遠郡
一船弐百八拾四艘
内
大中遣船　拾壱艘　内八艘巳年已来相殖仆分
中遣船　弐拾艘　内拾八艘同断
弁才船　壱艘　卯年出来
図合船　四十三艘　内三十壱艘巳年已来増

三半　弐拾弐艘　内拾弐艘同断
橘船　九艘　巳年以来増
持府　百六十五艘　内百十一艘増
磯船　拾五艘　内五艘増

同国奥尻郡
一船三拾四艘
内
中遣船　壱艘
図合船　壱艘
三半　弐艘　内壱艘巳年已来増
持府　弐拾弐艘　内十二艘同断
磯船　七艘　内五艘同断

同国久遠郡
一差網千七百四拾八枚
内千百六十壱枚　巳年已来増
一鯡建網弐拾四枚
内拾弐枚　巳年已来相増仆分
一鮭建網三枚　巳年已来相増仆分

奥尻郡
一鯡建網三枚　同断
一差網百三十五枚
内八拾弐枚　同断

すなわち、明治四（一八七一）年五月における久遠郡の漁船総数は二八四艘で、福岡藩の分領地支配が始まる明治二（一八六九）年以降の新造漁船数は一九四艘と激増している。また、同郡の漁網総数は一七七五枚（内訳は差網が一七四八枚、鯡建網が二四枚、鮭建網が三枚）で、この内明治二年以降の新網は一一七六枚と、これも急増している。これに対して、奥尻郡の漁船総数は三四艘で、明治二年以降のそれは一八艘であった。また、同郡の漁網総数は一三八枚（内訳は鯡建網が三枚、差網が一三五枚）で、同年以降のそれは八五枚である。つまり、奥尻郡にくらべて久遠郡の方が、新造漁船数、および新網数ともに著しく多いことが窺える。

ここでとくに注目したいのは、福岡藩の分領地支配が始まる明治二年以降の、久遠郡での鮭建網の新規導入である。ここには、福岡藩の両郡での漁業開拓の一端を垣間見ることができるためである。

(8)開発田畑畝数

久遠・奥尻両郡の開発畑の状況は、

第七　田畑畝数之部　福岡県

後志国久遠郡
一開発畑拾丁七反四畝歩
内壱丁弐反歩　従前
九丁五反四畝歩　巳年以来

同国奥尻郡
一開発畑壱丁弐反歩
内弐反三畝歩　従前
九反七畝歩　巳年以来

とあり、九遠郡は従前一町二反の開墾された畑があったが、福岡藩の支配が始まる明治二（一八六九）年以降に新たに九町五反四畝が開かれ、奥尻郡では従前の二反三畝に対して新たに九反七畝が開かれている。このように、福岡藩は畑の開墾を積極的に推進していたことがわかる。

(9)社寺の数

第八　社寺数之部

福岡県

久遠郡

右天満宮

一久遠社　　三座中天照皇大神宮

左宇賀御魂

何之頃より祭リシカ不詳、縁起等かなし、古老之伝ニは三百歳ニもナル由、昔運上屋泊村ニ有之時ニ彼地ニ鎮座ス、宝永之頃石橋氏之運上屋ヲ久遠ニ移スニ及ンテ、今之地ニ移ス、古所祭は宇賀御魂一座稲荷之神ト号ス、明治己巳之歳ニ天照皇大神ヲ中座ニ祭リ、右ニ天満大神ヲ合祭ス

一末社　貝取澗稲荷神社　　一座

此神社は弐百年以前ゟ祭ル所也ト古老之伝ナリ

一末社　貝取澗事代主神社　　一座

明治庚午歳神形石海岸ヨリ堀出シ、神託ニヨリ村民ノ所祭

一末社　金昆羅神社　　一座

天保之末ヨリ村民之所祭

一末社　三艘澗稲荷神社　　一座

此神社三百年ニ及フトカヤ、久遠最初ノ神社ト言伝ノ細詳不分明

一太田神社

大田山之半服岩窟之中ニ鎮座ス、所祭ハ大山祇之神天保之頃迄久遠相泊ヨリ太櫓コツチウヘ迄は太田之社地也、往昔土人太田之カムイと唱ヲ尊崇スル霊山也、松前氏之嘉吉年間ニ此地ニ来ル以前ヨリ有之、来暦不詳、然レトモ西□ニ有名之神社ナリ、定ル社人無之故ニ神具縁起等もなし、何之頃ヨリカ大山祇ヲ祭ル、文政年間ニ津軽青森之濱田助左衛門と言もの、古社を改造ス、其已前ハ神体なく只石窟ヲ納ス、此時助左衛門不動之佛體ヲ置ク、天保之末ニ太櫓請負人与三右衛門社ヲ改造シ、拝殿ヲ造ル、社僧壱人ヲ置シトカヤ、明治己巳不動ヲ降テ只大山祇ヲ祭ル、実ゟ異端也

一社人　久遠太田ヲ兼ル　工藤真弓

一廣福寺　僧弐人

何之頃ヨリか観音堂と号シ、観音を祭リ、僧ヲ置、昨年改メテ廣福寺ト号ス、禅宗也

奥尻郡

一澳津神社　壱座　澳津姫神

何之頃より祭リシニヤ詳ナラス、古老之伝ニハ松前氏之此島ニ渡リ、青苗ニ館ヲ造リシ頃ヨリ所祭トカヤ、去れは嘉吉之頃にて四百年以前ナラン、昔は知や津と云地ニ祭ル、天保之初年ニ今之地ニ遷ス

一末社　事代主神社　　一座

青苗之出崎ニ祭ル由来不詳

一地蔵堂

天保之頃ヨリ有之

久遠郡には、久遠社、四末社（貝取澗稲荷神社、三艘澗稲荷神社、金昆羅神社、貝取澗事代主神社）、太田神社の計六社と、禅宗の廣

福寺があった。また、奥尻郡には澳津神社、末社事代主神社の二社のみで、寺はなかった。

(10)牛馬員数

第九　牛馬員数之部

後志国久遠郡　　福岡県

一馬四拾壱疋　内　牡壱拾弐疋　牝拾九疋

同国奥尻郡

一馬なし

久遠郡に馬が四一疋（牡が二二疋、牝が一九疋）いるだけで、奥尻郡には一頭の牛馬もいないことがわかる。

(11)産物収納高

久遠・奥尻両郡の収納高状況をみるために、次の史料を掲げた。

第十　産物収納高之部

後志国二郡管内収納高　　福岡県

久遠郡

一高四百弐拾八石七勺　庚午年収納高

内　鯡　四百石

鱈　弐石五斗

鮑　七斗五升

鰊　九斗三合七勺

蛸　弐斗五升

海鼠　三斗五升

昆布　拾六石六斗

鰯　七石四斗

鮭　六斗弐升五合

帆立身　三斗弐合

〃

一高千六拾壱石四斗三升七合　辛未収納高

内　鯡　千三拾弐石四升

鱈　四石九斗弐升三合

鮑　九斗

鱿　六斗弐升八合

蛸　六斗八合

海鼠　弐斗六升

昆布　九石六斗弐升五合

鰯　九石九斗弐升

鮭　三石三斗

帆立　弐斗三合

〃

奥尻郡

一高拾九石六斗九升九合　庚午年収納高

内　鯡　拾八石

鱈　八斗

鮑　三斗三升五合
鱒　壱斗弐升
蛸　三斗
海鼠　壱斗七升
鰯　壱斗七升五合
帆立　壱升九合
一高七拾九石六斗五升三合　辛未年収納高
内鯡　七拾七石五升
鱈　壱斗五升三合
鮑　四斗五升壱合
鱒　四斗八升弐合
蛸　三斗三升六合
海鼠　五升三合
鰯　六斗六升壱合
帆立　壱斗七合
右之通御座候

本史料は、明治三、四年の久遠・奥尻両郡における収税高である。これらを旧運上屋（会所）が取纏めて売捌き、金納するのである。ちなみに収納高の第一位品目は、両郡とも鯡であったことが窺える。また、実際の海産物取揚高については、先述の⑹永住、出稼、土人等人数の引用史料を参照されたい。

⑿開拓費

明治二（一八六九）年秋から同四（一八七一）年九月迄の久遠・奥尻両郡の開拓費用の状況は、

第十一　開拓消費之部　　福岡県

後志国久遠、奥尻二郡仕払金
一金七千壱百五拾八両三歩
内金八百拾六両壱歩　道路ヲ修シ橋梁を架シ新道ヲ通シ大経ヲ砕く入費
金四百七拾両弐歩　久遠、奥尻渡海之官船製造并修理付之入費
金千八百六拾両　役所造営御米蔵右一蔵、村役場通行等取締に付新道或は修理に入費
金五百三拾五両　畑地を拓キ牧場を係ル入費
金千七百三拾七両　役所諸費并窮民賄済賞罰転船等之入費
金千百四拾両　村役并収納取立懸リ等入費及月給、但出張官員之月給は除く
右は己巳秋久遠、奥尻支配地ニ被仰付、已来当年未九月迄之入費書載之通御座候、尤米は時々其価ヲ以金ニ而払出ス故ニ不載也

とあり、その開拓費総額は金七、〇〇〇両を超えている。その内訳を概観すると、第一位が村役、収納取立懸等人件費で、約金二、〇〇〇両であった。以下、役所、米蔵造営等が約金一、八〇〇両、役所雑費・窮民賄料が約金一、七〇〇両、道路・橋整備費が約金八〇〇両、畑開拓・牧場維持費が約五〇〇両、久遠・奥尻島渡海官船新造費（修理を含む）が約金五〇〇両となっている。ただし、この開拓費用には、米の購入代金は含まれていない。

(13)年々開拓に充る金穀定額

一年間に久遠・奥尻両郡で掛かる開拓費については、

第十二　開拓ニ充ル金穀定額之部　　福岡県

後志国久遠、奥尻二郡

一金三千両　　年々久遠、奥尻両郡開拓ニ相答ル分、尤拓ルニ随テ人民繁殖シ、諸収納金も増加ス、則其金ト其他之入費と相比スルニ随テ減ス、三、四ケ年之内外ニ消費スルニ至ルヘキ見込也

一金千八百六拾両

久遠、奥尻出張官員月給壱ケ年ニ則

大属　壱人　年ゟ七百弐拾両　月ゟ六拾両宛
権少属　壱人　同　三百六拾両　同　三十両宛
史生　壱人　同　百八十両　同　拾五両宛
等外附属　弐人　同　百弐拾両　同　十両宛

右は天朝御規則ニ不拘隔緒之支配地故、此之限リ金ヲ以官員之月給相定ル事

とあるように、久遠・奥尻両郡の開拓費を金三、〇〇〇両としている。両郡の開拓が進むにつれ、「人民繁殖し、諸収税も増加するが、三、四年でその開拓費を使い切ってしまうであろう」という見込を付記している。また、最後に、久遠・奥尻両郡への出張官員の月給が明示してあるが、大属が月に金六〇両、権少属が金三〇両、史生が金一五両、等外附属が金一〇両であった。この出張官員の月給総額だけでも金一、八六〇両にもおよんだ。

このように、福岡藩は明治二（一八六九）年から同四（一八七一）年にかけて北海道開拓に支出した費用は金七、〇〇〇両を超え、これに出張官員賃金を加えると、金一七、〇〇〇両と膨大な金額となる。こうして、福岡藩は、一年間に必要とする開拓費用を約金五、〇〇〇両と見積っている。

4　分領支配廃止

久遠郡では、明治二年から同四年にかけて、郡内の上古丹村で菊地文次郎が始めて馬の飼育をはかり、湯の尻村では斉藤久右衛門が牡馬を購入、また平田内村では建網による漁業が開始され、同村内に稲荷神社が建立されている[34]。

一方奥尻郡では、先述したように奥尻本陣を設け、支配人岡本三郎が青苗村の村政を司ることになった。岡本支配人は、従卒一名を従えて青苗の土人猪股徳兵衛とその弟勘七を使役した。その後、移民として誘致した小川吉次郎、菊地伝蔵、川端吉蔵、長川初太郎、田中惣太郎、天長大工らを引率してきた。極力移民拓植を奨励し、土地を分与し、保健衛生などに留意して医師を招聘し、農耕や漁業を専ら指導した。それより、三、四年間単独で、鯡建網を経営し、傭人として早瀬文次郎、菊地竹三郎、沢田源太郎他一〇名が来住するにいたった。同五（一八七二）年八月一五日に岡本は、家族全部を青苗村に移住させた。奥尻島開発の始源はここにあるといわれている[35]。

明治四（一八七一）年八月二〇日、開拓使は、省、藩らの北海道分領支配を免じ、全道を開拓使の直轄として統治する体制をとるこ

とになる。久遠、奥尻二郡も函館出張開拓使庁に属することになった。

福岡藩（明治四年廃藩置県により福岡県）は、明治五（一八七二）年に函館出張開拓使庁と久遠・奥尻二郡の引継を行っている。すなわち

各県支配地引渡方并戸籍調方外数廉御布達弐冊、久遠郡福岡県出張役人ゟ斉藤少主典出張先之差戻ゟニ付、相廻ゟ間御落手可有之ゟ也

（明治五年）申三月　函館　庶務掛　朱公印

札幌　庶務掛御中

本史料は、明治五年の「各郡戻回文[66]」であるが、久遠郡福岡出張役人は、二郡支配地の引渡方や戸籍調方等に関する引継書の作成を開拓使斉藤少主典に確認していることが窺える。その後同年に「久遠、奥尻郡引渡書　福岡藩」を作成した福岡藩は、開拓使に二郡の引継を完了することになる。

次に、福岡藩分領支配地の本陣引渡のあり方をみるとしよう。明治五年四月に福岡藩が奥尻本陣を開拓使に引渡した時に作成した文書である「奥尻本陣諸道具請取帖[67]」によれば、具体的に、奥尻本陣で使用していた台所用品、食器、日用品のほか、神酒錫や仏前膳椀まで引渡されていることがわかる。また、板戸、障子、畳等の枚数が詳細に書上げられている。さらに、本陣台所は「大痛」「大破」とあり、痛がひどく修繕が必要であったことがわかる。このように福岡藩と開拓使との間で、詳細に引継が行われたことが窺えるだろう。

六　佐賀藩の北海道分領支配

1　安政期の蝦夷地調査

安政期、幕府が蝦夷地の警衛と開墾のため有力藩を参入させるかもしれないという噂が広まると、蝦夷地調査熱はとみに高まった。そうした動向の中で、佐賀藩は、安政三（一八五六）年に同藩士である島義勇と犬塚与七郎の両名を調査のために蝦夷地に送りこんだ。島義勇（通称団右衛門）は弘道館目付、藩主の外小姓、江戸屋敷大広間詰等を経て、明治二（一八六九）年に蝦夷地開拓御用掛、開拓判官を歴任している。

島義勇は調査の結果、分領地の候補としては、次の四ヵ所をあげている。

① カラフト

② サッホロ・シリベツ山（羊蹄山）、ウナベツ山

③ ユウフツ辺よりトカチ川、クスリ川、アッケシ・ネムロ・ノッケ等さしはさみユウベツ山辺迄

④ エトロフ・クナシリ

その後島義勇は、佐賀藩に対し分領の早期申請とともに、箱館における同藩蔵屋敷地をはやく申請することを、強く要求している。つまり、佐賀藩特産である陶器以下の諸産物を箱館へ廻送し販売する一方で、鱈、鯡以下の蝦夷地産物を佐賀に廻送して販売することを提言している。それにより諸経費も削減でき、同時に利益も増大

するというのである。佐賀藩にとって、軍備費や殖産興業の設備費の獲得には、箱館との交易利潤は大きな魅力であったにちがいない。

このころ佐賀藩のほかに会津藩、水戸藩、大野藩なども商品流通による利益をねらって動向をみせており、蝦夷地の分領支配（開拓を含む）は密接な問題となっていた。そのために、鉱山、林業、漁業などの資源調査も必要となっていたのであり、佐賀藩の島義勇の調査も、こうした諸藩の調査目的の一典型といえよう[39]。

しかし、蝦夷地の分領と警衛は、カラフトの漁業開拓をおこなった大野藩を除き、東北諸藩に限られることとなり、佐賀藩の計画も実現にはいたらなかった。そして島義勇の蝦夷地調査も、いったん無駄となるかにみえたが、その一二年後、再び生かされることになる[39]。

2　佐賀藩の北海道開拓出願

明治二（一八六九）年八月一四日に佐賀藩は、北海道分領の出願を行っている。明治二年の「開拓使公文録　原本[40]」によれば、

（付箋）「佐賀藩知事鍋島正四位ゟ開拓願」

八月廿日写

御布告ニ付、蝦夷地何れの場所ニ而も、開拓仕度奉願候、以上

（明治二年）八月十四日

佐賀藩知事
鍋島正四位

（付箋）「佐賀藩へ土地引渡ノ義御達」

（明治二年）八月（一七日）

越路国之内
厚岸郡
久摺郡
川上郡

右之郡佐賀藩支配被仰付候間、地所割渡可申事

（明治二年）八月

（付箋）「佐賀藩へ支配地割渡ノ義伺」

右郡書載之通支配被仰付度候事

（明治二年）巳八月

開拓使

とあり、三日後の同月一七日には、太政官からの北海道分領支配の許可に関する達が開拓使から佐賀藩に出されていることが窺える。佐賀藩が分領支配した場所は、釧路国厚岸、久摺、川上の三郡であった。その後同年一一月一六日に佐賀藩は、同藩の野田二蔵を通して、分領支配地の支配の方法・権限に関して開拓使に伺を提出している。

十一月十六日

北海道之内、楠（ママ）里、厚岸、川上三郡、今般当藩支配被仰付候ニ付ては、万般従来之管轄地同様相心得可然哉、此段奉伺候、以上

（明治二年）十一月　佐賀藩　野田　二蔵

「伺之通、尤隣郡其外へ関係仆義ゑ、可伺出事

この伺に対して、開拓使は佐賀藩に「隣郡其外と関係する事項は伺い出るように」としている。

同年一一月には、開拓使と太政官との間で「佐賀藩等へ増支配の件」が検討されている。明治二（一八六九）年の「開拓使公文録原本」[42]によれば、

（付箋）「松浦判官外二名ヨリ佐賀藩ホへ増支配ノ義伺」

高知・佐賀・増上寺三家江増支配被仰付度、見込之儀申上仆

松浦開拓判官
岩村開拓権判官
堀　開拓権判官

千島州択捉島四郡之義ゑ、ウルツフ島ゟ隣接致シ居、御手藩ニ被為置候ゑゑ、自然不都合之儀も候間、右之内一郡ゑ開拓使ニ而致支配、二郡ゑ彦根・仙台両藩江曽而割渡相成、猶一郡ゑ兼而も申上置通リ、東海岸割渡置仆、高知・佐賀・増上寺三家之内へ増支配被仰付仆様仕度奉存仆、急速御評議相成、御下知有之仆様仕度、此段相伺申仆

（明治二年）十一月
（付箋）「御指令」

可為伺之通候事

（朱筆）「十二月五日政府江差出」

佐賀藩

千島州
振別郡

右其藩江支配被仰付仆条、開拓守衛相兼尽力仆様御沙汰候事

（明治二年）十二月　太政官

とあり、松浦開拓判官他二名は、択捉島四郡の内一郡を開拓使が担当し、二郡は彦根・仙台両藩に割渡しているが、残り一郡（振別郡）の支配を高知・佐賀・増上寺の三家の内より決定していただきたい旨を太政官に伺っている。太政官は評議の結果、同年一二月五日に佐賀藩に決定し、政府に提出している。佐賀藩は、振別郡の「増支配」を同年一二月一〇日に命ぜられることになる。しかし、佐賀藩は、明治三（一八七〇）年五月には振別郡の分領支配の返上に関して弁官に上申している。明治三年の「開拓使公文録」[43]によれば、次の如くである。

佐賀藩振別郡返上ノ義上申

佐賀藩支配地千島国振別郡別紙之願意御許容地所返上被仰付候様、御沙汰可然存候事

（明治三年）五月十四日

別紙

佐賀藩公用人野田祭四郎ヨリ弁官へ同上支配地返上ノ義願

千島国之内
振別郡

右ハ先般支配ニ被仰付、開拓守衛相兼尽力可致旨、御沙汰之趣奉畏候、然処兼ね越路国之内三郡支配被仰付置候ニ付、乍微力開拓之目的ヲ以立、折角苦配罷在候半、今又掛隔之地御増加ニ相成候ゑハ、迚モ藩力ニ不相任候条奉恐入候得共、右一郡之義ハ返上仕度候間、其通被仰付度奉歎願候、以上

（明治二年）
五月九日

すなわち、明治三年五月一四日に、佐賀藩は、千島国振別郡の分領支配が「迚モ藩力ニ不相任候」とし、同地返上を願い出て、許可を得ている。同郡は同三年五月以降、仙台藩の分領支配となる。

その一方で、藩主鍋島直正が、明治二（一八六九）年六月四日に蝦夷開拓督務、同年七月一三日に開拓長官に任じられた。また、先節であげた島義勇も同年六月六日に蝦夷開拓御用掛、七月二二日に開拓判官に任じられ、その後島は、札幌本府の建設に従事するようになるのである。開拓使の当初には、各藩・寺院に分領地の割渡しを行い、北海道の開拓がこころみられたが、佐賀藩には明治二年八月一七日に、釧路、厚岸、川上の三郡が割渡された。さらに同藩は同年一二月一〇日に択捉島の振別郡の「増支配」を命ぜられているが、翌年五月にはそれを財政上の理由で返上している。この釧路、厚岸、川上の三郡と振別部は、島義勇が安政四（一八五七）年の段階で、候補地の第一として挙げていた地域である。かつての蝦夷地調査の成果が、ここにきて再び生かされている。佐賀藩の従前からの蝦夷地への関心が、この背景にあり、その基礎となったのが、先節であげた島義勇の調査であった。(44)

3　佐賀藩分領支配地の開拓開始

佐賀藩が、釧路国釧路、厚岸、川上の三郡の開拓開始をするにあたって、佐賀藩公用人である野田二蔵は、各郡役所から引継の書類、会所の印鑑、ならびに各引渡書類等を受取っている。明治三年一月に、佐賀藩野田が、厚岸郡役所から受取った書類等は、次の通りであった。

以書状申進候陳ゑ
一厚岸郡佐賀藩江引渡候儀申上書并書類共壱綴
一該郡詰役員詰替申達ゟ儀申上書壱綴
厚岸郡引渡済之儀申上候書付
釧路国厚岸郡佐賀藩江去月廿一日引渡方相済候、則引渡書類并同藩野田二蔵より之受取書相済、此段申上ゟ、以上

（明治三年）
午二月　　黒沢　権大主典　㊞

釧路国厚岸郡請取目録　壱冊
一釧路国厚岸郡引渡書　壱冊
厚岸郡
一境堺絵図面　壱枚
同
一御制札場書　壱冊
同
一同陣屋并蔵ろケ所図　壱冊

同
一同建屋絵図面　壱枚
同
一旧陣屋附武器　其外調書　壱冊
同
一御役所年中行事　壱冊
同
一土人ヲムシヤ申渡書写　壱冊
同
一東西里数并一里塚ヶ所書　壱冊
同
一御備品員数書　壱冊
同
一御備馬員数書　壱冊
同
一去巳年産物取揚高調書　壱冊
同
一役土人名前書　壱冊
同
一会所其外建家蔵々休泊ヶ所書　壱冊
同
一会所絵図面　壱枚
同
一会所印鑑　壱冊
同

一世話方并番人稼方名前書　壱冊
同
一土人家数別書　壱冊
同
一極老土人名前書　壱冊
同
一雇土人給料書　壱冊
同
一御軽物土人ヨリ買入直段書　壱冊
同
一土人ヨリ買入品并売渡品直段書　壱冊
同
一船々員数書　壱冊
同
一漁場持手飼牛馬書　壱冊
同
一国泰寺引渡書　壱冊
同
一同境内建家絵図面　壱枚
同
一同印鑑　壱枚
同
一同寺禄渡物覚　壱冊
同
一同寄附之品佛像具什具目録　壱冊

同　一同僧分人別書　壱冊
同　一演説書　壱冊

右之通御引渡相成請取申候、以上

明治三午年正月廿一日　佐賀藩　野田 二蔵 (45)

「釧路国厚岸郡請取目録」をみると、厚岸郡だけで総点数が三一点に及んでいたことがわかる。また、この引渡は、明治三年一月二一日に完了していることが窺える。年始、中元、煤払、山神祭、餅搗、松迎、歳暮、年越などの年中行事を記録した「厚岸郡御役所年中行事」をはじめ、「雇土人給料書」、「土人ヨリ買入品并売渡品直段書」、「御軽物土人ヨリ買入直段書」等アイヌの労働と交易を把握しようとしていたことが明らかである(46)。

4　同分領地の開拓

開拓使は、佐賀藩に対しても明治四（一八七一）年五月七日に分領支配に関する調査報告書の提出を命じている。

先章の福岡藩の場合と比較するために、次に引用が少し長くなるが、開拓使に提出した同年の「各県支配地十三ヶ条取調書(47)」を全文引用し、当時の佐賀藩（廃藩置県後佐賀県となるが、本章では佐賀藩で統一）の支配地状況を概観するとしよう。

(1)開拓見込

各県支配地十三ヶ条取調書　佐賀藩

第一　開拓見込之部

地生セサルニ非ス、然レトモ力尽サズ人霊ナラザルニ非ス、然レトモ教ヘ至ラス財散セザルニ非ス、然ルトモ民聚ラス、機会彼レニ致サレテ、我是ヲ致サズ、弛張彼レニアツテ此ニ在テ、維新以来文化日ニ開ケ、旧時ニ比スレハ、何ソ苦雲壊ノミナラン、然リト雖モ県治僻地ニ有テハ、此産ヲ以テ此民ヲ養ヒ、愚弱ヲ扶ケ、耕ヲ教ヘ、商会ヲ置キ、外権ヲ抑ヘ、寒郷変シテ楽地トナシ、鶴客ト雖モ、帰心ナカラシムル事を期ス、其小目条件左之如シ

一移民ハ多キヲ圧ヒ、又寡キヲ圧フ、産物ノ数と資本、人口トヲ計リ、適宜ナルヲ最トス

一漁浜、昆布場永住之者ニ非サレハ許サス、然シ相対商法ヲ此限ニ非ス

一一旦移住之者、儲商アルニ随テ、故ナク帰還ヲ願フト雖モ許サス、浮遊ヲ禁シ、土着ヲ勧ムル所也

一制産ヲ新ニ櫓船ヲ制シ、沖ヘ釣網ヲ始メ、鶏豚牛ヲ飼ヒ、桑麻麦芋ホヲ種ユ、伐替畑ヲ営ム、又漁浜ヲ広メ人口ヲ計リ給与シ、生活之憂ナカラシム　良材薬草ホ之諸品ヲ略之

一男子年二十、女子年十六、必婚姻セシムヘシ、安住ヲ致シ、蕃殖ヲ催ストコロナリ

一惰ツテ貧ナル者ハ罪人トスヘシ

一父子兄弟同居ヲ禁ス、但シ男女冠笄以上ナルヘシ、戸口ヲ増シ、産業ヲ広ムルトコロナリ、老若廃疾窮民ハコノ限ニ非ス

一税則ハ場所ニ寄情実アリ、適宜ナルヘシ、開墾ヲ熟地次第タルヘシ、但、当産高之割合ヲ以収メルヲ可ナリトス

一今日ノ会所ヲ以テ商会トシ、輸入・輸出之権ヲアタヘ、四方之商売コレニ因テ、売買スル1ヲ得セシム、又火船、帆船ヲ繋キ、我ヨリ外ヘ出テ交易スル可也、内富ヲ務ムルトコロナリ

一開墾ヘ土地難易平均一日壱人五坪ノ定則ナレトモ、猶余力アレハ伐替畑ヲ以テ分外之産ヲ収ムル1アリ、所謂伐替畑トハ茅木ヲ伐採シ、コレヲ焼キ、粟蕎麦等ヲ播キ、唐鍬ヲアラ〳〵入レテ、養ヲ用ス、其産ハ常ノ三分之二ヲ得、尤明年更ニ地所ヲ替ザレハ其益ナシ、数年ノ后チ茅木故ノ如ク茂ルヲ見テ、後ノ余地ナクテハ、毎年廻シテ伐ル1能ワス、明地アレハ人力ヲ費ス1少クシテ産ヲ得ル1甚多シ、コノ地ノ如キハ曠莫ノ地ニシテ、人員不足ナレハ伐替畑最モ的当ナラン、内地ヘ現ニ頻行スルトコロナリ

一石炭管内ニ在ル所皆多シ、ヲコツナイハ業既ニ始レリ、一ニハ火船航海ノ便ニ備ヘ、一ニハ移民就食之助ヶ也

一牧場ヲ限リ牧僮ヲ置キ、牛馬之形ヲ分ケ轄セシメ、狼熊之害ヲ除キ、積雪中ニヘ家畜秣備之制ヲ造テ、冷寒斃死之憂ナカラシム

一旧来ノ会所ヘ無用之冗費アリ、駅亭客舎ヲ以分別スルニ答クハナシ、且往来日月ニ頻繁トナレハ、人馬労ニ軽ス、仍テ五里位ニ壱駅ヲ置キ、既ニ新大道開ケタレハ、公事最急之外ヘ徒行ニイタシ、馬ハ専ラ物ヲ駄シ、人足ヘ土人、移民ノ差別ナク役スヘシ

一土人移民ノ差別ナク、閭里ノ制ヲ建テ、百戸ニ里長壱人、一区ニ村長壱人、什伍ニ伍長壱人ヲイタシ、冗費ヲ省キ定則ヲ立ツヘシ

一土人開化ヘ、先ツイロハ文字、算法、語学知リ易キ、管便之方ヲ設ケ、医生ホ之親炙スル人ヲ探シ、又ヘ会所番屋等江ヘ八歳ヨリ十五才迄半年バカリツヽ、交代セシメ教化スヘシ

一土人ノ給料傭直交易定価ヲ定メ、請取手形、切符ノ如キ斤量ト価直ヲカキシルシ、全鈔媒介之便ヲ知ラシムヘシ

一天神遙拝所ヲ造テ、御酒ヲ賜ヒ、感喜勧化イタシ、恭敬奉向ノ旨趣ヲ知レムヘシ

一御国風之言語、衣服ヘ、人口繁殖ニシタカイ、数年間自然ト漸増スヘシ

一土俗ヲムシヤ之節濫賜ヲ廃シ、估價衣服、軍服等之愚賞ヲ止メ、土人、移民之別ナク、孝弟力業等之ヲ設クヘシ、死生之節旧制介抱祝料等ノ制ヲ廃シ、育子賑窮ノ良制ヲ立ツヘシ

この(1)開拓見込の要点を次のようにまとめた。

① 開墾は一日一人平均五坪の定則である。漁浜、昆布場に永住の者でなければ、移住は許可しない。また、一旦移住した者は、儲商の都合によっては理由なく帰還を許可しないとしている。

② 男子は二〇歳で、女子は一六歳で必ず婚姻し、子孫を蕃殖させ、父子兄弟の同居を禁止している。これは、戸口を増し、産業を広範囲に行うためである。

③ アイヌの教育（イロハ文字、算法、語学等）を高め、内地人とともに開拓の業を進めること。またアイヌと移民の差別なく、一〇〇戸に里長を一人、一区に村長を一人、一五戸に伍長を一人宛選出し、町組織化を計ることとしている。

④ 福岡藩の支配地にはみられない石炭鉱の採炭がすでに始まっている。また、牧場には牧僮を置き、家畜秣備蔵を建造し、冬季を乗りきろうとしている。さらに、交通不便にして開拓の成果をみないので交通の開発を急務としている。

このように、佐賀藩は、分領支配地の開拓見込とその現況を報告しているのである。この報告書を第一条から順次みていくことで、当時の佐賀藩支配地状況を概観することができよう。

(2)移民期限

移住民繰入に関する人員と期限については、

第二　移民期限之部

佐賀県

北海道開拓之事ヶ、朝廷深ク御憂慮モアラセラレ故、佐賀県正二位鍋ニ特旨ヲ承ケ、旧知事又一部之重任ヲ奏フス、己巳来官吏ヲ発遣スト雖モ、今日ニ至ル迄、未タ其功ヲ奏セス内、知事憤激ニ博ス、更ニ官吏ヲ差シ、面諭シテ曰ク、開拓之業如此ニシテ止マハ、下先人ノ志ヲ継ク能サルノミナラス上、朝廷之責ヲ廃スモ知ルベカラス、汝等夙夜属夥苦ヲ嘗メ、成功ヲ期セヨト、諸吏奉厳相告テ以謂ク、蝦国北門方、今急務此任何ッ容易ナラン、我輩亦職掌ヲ辱メハ、内憂ヲ延キ外海ヲ生カシ、因テ各家族ヲ携ヘ農工商ヲ募リ、総員三百有余、一年ノ衣食ヲ斎シ、久住ノ計ヲ企テ、舟路発行途中廃藩之詔ヲ聞キ、始ハ惑ヒ姑クシテ思フ、此盛事ハ却テ幸イナラスヤ、管轄ノ名ヶ異リト雖モ、実ヶ一也、藩民ハ則王民移サルヘカラス所モ、亦膏腴開サルベカラス、一日ノ尽力モ分寸ノ補助ナキニモ非ス、於此決心彼土ニ至ントス、其開拓之意見、施設之方法、其他税則、官費或ヶ利害得失、猶現地□明細書ヲ以テ、本月中上告イタシ度奉存ル事

右厚岸出張佐賀県開拓掛吉村鎌助上書写之

一石炭鉱　ヲコツナイ　吏一名　鉱夫十一名　鉱工二名

午九月創業

とあり、釧路、厚岸、川上の三郡に、「各家族ヲ携ヘ、農工商ヲ募リ、総員三百有余、一年ノ衣食ヲ斎シ、久住ノ計ヲ企テ」ていたことがわかる。また、石炭鉱ヲコツナイの開発は、明治三年九月からで、吏員が一名、鉱夫が一一名、鉱工が二名の合計一四名と小規模であった。

(3)山道、水利

第三　山道水利之部

佐賀県

一釧路川ヶ上流川上郡湖水ニ通ス、倒レ木ヲ流導シ、壅塞ヲ決スレハ、舟路便ナリ、
コノ間土人住居多ク温泉アリ、物産モ又多シ
其岸上新道開キタリ、里程凡弐十里ノ内外、川ヲ決スルハシベヤヨリ五里余

一釧路湖ニ渡ル舟ヲ置タラハ、網走江道通シ、北見川江往来便ナリ

一厚岸ゟ浜中へ九里余、新官道既ニ成リ、アワケショリベカンベウシ江弐道、二里位ナレトモ積氷中舟路不通、篠路モ亦然リ、今春斃死之人モアリ、篠路ヲ埋ル費用莫大、又丹鷹ノ渡シモアリ不便、仍テ造替タリ、仙鳳路ヨリ渡舟海岸共険悪之路ナレハ、コレトモ六里余新道開ケタリ

一厚岸トウヨリヒバセヌハシテルフェ山道各一里余、截リ崩セハ舟路モ通シ、最モ右氷積之憂モナカルヘシ、浦水往来スレハナリ

一斜里境ヨリ西別ノフウトタンヌェ平地新道五里位、標津境ケネカフトヨリ、フウトタンヌフェ五里余、コレモ平地新道開タレハ、根室、北見、釧路三国ノ往来便利ナルヘシ

釧路、厚岸、川上の三郡は、平地新道を造成すれば、根室、北見、釧路三国の往来が便利になる。また、釧路川と北見川は、舟路便を利用することができると報告している。

福岡藩分領支配地の場合には、「久遠・奥尻両郡は、山道、および水利開発する地もない」とする地理的条件とくらべれば、佐賀藩の分領支配地が好条件だったことがわかるであろう。

(4)諸産物税則

佐賀藩支配時代の諸産物に関する税則は、次のとおりである。

第四　産物税則之部

佐賀県

釧路国釧路、厚岸二郡税則

一昆布

上場　持府船壱艘ニ付　弐拾四石
中場　同　弐拾壱石
下場　同　拾八石
但、図合船え持府船一倍之事

一鯡

網壱統ニ付　鯡　コマイ粕　五拾石
魚油　三石

一鰊

出産高壱割

この税則で注目したいのは、昆布、鯡、鰊の三産物の税則しか明示されていないことであろう。とくに、釧路、厚岸両郡は昆布の特産地で、上場、中場、下場で税率に格差がつけられていた。

なお、(5)浮小物成類収納に関しては、同藩は定めていない。また、(6)永住、出稼、土人等人数に関する史料は残念ながらみいだすことができない。

(7)漁船、漁具数

釧路、厚岸両郡の漁船、および漁具数は次の通りである。

第六　漁船漁具数之部

佐賀県

釧路国釧路、厚岸二郡

一船数　厚岸郡　内　図合　四十八艘　持府　三百拾三艘
渡船　十艘　土人船　十五艘

一船数　釧路郡　内　図合　弐拾五艘　持府　弐百艘
渡船　二艘　土人船　六十艘

一鯡網　四十段
一同釜　四百枚
一鱒網　九段
一引網
一建網

すなわち、明治四（一八七一）年五月における厚岸郡の漁船総数は三八六艘で、その内訳をみると、持府が三一三艘と総数の八割を占め、ついで図合が四八艘、「土人船」が一五艘、渡船が一〇艘の順であった。また、釧路郡の漁船総数は二八七艘で、その内訳は持府が二〇〇艘とトップであった。

厚岸、釧路両郡の漁船総数は六七三艘で、福岡藩のそれは三一八艘で、半分にも達していない。つまり、佐賀藩の支配地は漁業の適地だったことが指摘されよう。

(8)開発田畑畝数

釧路、厚岸、川上三郡の開発畑の状況は、

第七　田畑畝数之部

釧路国釧路外三郡管内
一開発畑拾七町七反七畝拾八歩
内
四反九畝壱歩　厚岸従前之分
四町九反五畝壱歩　同午年已来之分
壱丁三反七畝六歩　釧路従前之分
三丁弐反五畝三歩　同午年已来之分
四反九畝壱歩　浜中従前之分
七丁弐反弐畝六歩　浜中午年已来之分

とあり、厚岸郡は従前四反九畝壱歩の開墾された畑があったが、佐賀藩の支配が始まる明治二（一八六九）年以降に新たに四町九反五畝一歩が開かれ、釧路郡では従前の一丁三反七畝六歩に対して新たに三町二反五畝三歩、浜中では従前の四反九畝一歩に対して新たに七町二反二畝六歩が開かれている。

ちなみに、佐賀藩の支配が始まる明治二年以降の新開発畑は約一五町歩で、福岡藩のそれは約一〇町歩と同藩の地理的条件を勘案すると、両藩とも畑の開墾を積極的に推進していたことが窺えるであろう。

(9)社寺の数

第八　社寺数之部

佐賀県

厚岸

一国泰寺
右鎌倉五山派之内、文化元子年蝦夷地興隆旧幕ゟ建立
一宮祭　六　八大龍王　稲荷　弁天　其外
一叢祠　十一　同断

厚岸郡には、鎌倉五山派の国泰寺、八大龍王・稲荷・弁天・その他六社の宮祭があった。

(10)牛馬員数

第九　牛馬員数之部

佐賀県

釧路国釧路郡
一馬　百八拾疋
内
駅馬三拾五疋　内牡弐十五疋　牝拾疋
野馬百四十五疋　内牡七拾疋　牝七拾五疋
同国厚岸郡
一馬百五拾壱疋
内
駅馬五拾八疋　内牡四拾疋　牝拾八疋
野馬九拾三疋　内牡三拾三疋　牝六拾疋
一牛拾弐疋

内　牡　八疋
　牝　四疋

釧路郡には、馬が一八〇疋、その内駅馬が三五疋、野馬が一四五疋存在した。また、厚岸郡には、馬が一五一疋（内駅馬が五八疋、野馬が九三疋）で、この他に牛が一二疋いたことがわかる。

ちなみに、福岡藩に久遠郡に放牧馬と思われるが馬が四一疋いるだけで、佐賀藩の輸送用の駄馬が約一〇〇疋も確保されていたのには目を見張るものがある。つまり交通網の整備がかなり進んでいたことを示すものであろう。

(11)産物収納高

釧路・厚岸両郡の収納高状況をみるために、次の史料を掲げた。

第十　産物収納高之部

佐賀県

釧路国釧路、厚岸二郡収納高

一昆布　九千五百弐拾四石九斗九升六合
一鯡粕　千六百三拾弐石五斗
一魚油　八拾三石五斗
一鮭　七拾五石七升
一鱈　拾壱石八斗三升七合五勺
一干鮃　六石

惣計高壱万千三百三拾三石九斗八合五勺

右午年分

一昆布　六千石
一粕　七千百四十壱石壱斗
一魚油　六百六拾五石
一鮭　千四百四拾九石九斗五升
一鱈鮒　なし

惣計高壱万四千弐百五十六石五升

右未年出産方之見込

本史料は、明治三、四年の釧路・厚岸両郡における収税であった。この収納高の第一位品目は、昆布であったことが窺える。

なお、明治三年の佐賀藩の収納高総計は一一、三〇〇石余で、同年の福岡藩のそれは四五〇石余で、佐賀藩の約四%にしか達しない。このことは、福岡藩が漁業開拓を怠ったのではなく、好条件のそろった漁場ではなかったことを意味するものであろう。

(12)開発費

第十一　開拓消費之部

佐賀県

釧路国釧路外二郡管内仕払金

一合金拾四万三千五百七拾五両

右ハ局中経費、火艦運漕、移住人支度料及給費、官器什、営築、農工具、并種物欠滅貸渡、諸品仕入等昨午年ゟ当今迄之入費

とあり、その開拓費総額は金一四三、五〇〇両を超えている。その内訳を概観すると、局中経費、火艦運漕、移住人の支度料、および給費、農工具費、役所・米蔵造営費等であった。それぞれの費目金額は史料的に明らかではないが、漁業開拓用の漁具代、畑開墾用の

農具代だけでも、数万両に達していたと考えられる[48]。また、佐賀藩は、「移住人支度料及給費、農工具、并種物貸渡」を計上し、移住人を積極的に受入れていたことがわかるのであろう。

ちなみに、福岡藩の開拓費総額は金七、〇〇〇両で、佐賀藩のそれの五%にみたない。

(13)年々開拓に充る金穀定額

一年間に釧路、厚岸、川上三郡で掛かる開拓費については、

第十二　開拓ニ充ル金穀定額之部　　佐賀県

釧路国釧路外二郡定額

一金三万七千六百三拾六両

一米八百六拾七石七斗弐升

諸局雑費　官員往復　廻村旅費

諸造営　孝悌褒賞勧業慰労

漁勧業諸賑窮　橋舟　新道

牧場　飯米　傭役　器具

官員及番人共代俸給抹持臨時入費

右之通御見込、定額相額相立置候得共、依之増減スルノミ改革ハ得ゑ、此限ニ非ス

とあるように、釧路、厚岸、川上三郡の開拓費を約金三八、〇〇〇両としている。ただし、この開拓費用には米の購入代金は含まれておらず、この費用を加えると、約金四〇、〇〇〇両にもおよんだ。

このように、佐賀藩が明治二（一八六九）年から同四（一八七一）年にかけて北海道開拓に投入した金額は、一四〇、〇〇〇両を超えている。こうして、佐賀藩は、一年間に必要とする開拓費用を、金約四〇、〇〇〇両と見積もっている。ちなみに、福岡藩は開拓費用を、約金五、〇〇〇両と見積っており、佐賀藩のそれの八分一であった。

明治四（一八七一）年八月二〇日、開拓使は、省、藩らの北海道分領支配を免じ、全道を開拓使の直轄として統治する体制をとることになる。

このように、開拓使と諸藩・士族などいずれも支配方法が不確かなうえに、分領支配という形態での開拓が行われたわけであるが、特定の士族集団以外に、この分領支配に応じたのは、多く新政府の主唱する国家的事業の一翼をになうという名分上から参画する意味合いが濃厚であった。

しかし、諸藩財政の窮乏は、現実に開拓を推進するだけの余裕をもっていなかったといっても過言ではないだろう。その結果が、二四藩のうち約三分の一は、分与の手続すら行わずに返上を願い出ており、あるいは受領手続を行ったとしても、若干の吏員の派遣、形のみの治所の設営、また一部の調査に終わっているものが大半であった。開拓着手の意欲を少しでもみせたのは、佐賀、福岡をはじめ、山口、彦根、仙台、福山の諸藩ぐらいであった。

福岡藩は明治五（一八七二）年四月に北海道開拓から撤退するが、藩として佐賀、仙台、斗南藩の三藩、それに伊達邦成、伊達邦憲、稲田邦植などの士族集団は、分領支配廃止後も、その開拓を継続し、独自の発展を示しているのである[49]。

七　むすびにかえて

分領支配の問題は、「開拓使の設置と諸藩による分領支配という一見矛盾するような体制が実現したのは、明治政権の政治理念にもかかわりがあったとみられる。すなわち、多元的な政治力の支配を一元化しようとする開拓使の存在は政治的集中のあらわれであり、一方諸藩の分領支配は政治力を底辺に向けて拡大し、多数の支持に基礎づけようとする要素を含んでおり、政治的拡大の原理の表現だった[60]」という君尹彦氏の指摘どおりであろう。つまり、中根雪江が主張するように、この流れが得策であれば「ドコ迄モ朝廷ニテ御後援」する姿勢を確立していく必要があったともいえよう。

第二点は、安政期に蝦夷地調査を行った佐賀藩・島義勇の「入北記[61]」によると、蝦夷地に望みをかけている諸藩として、鹿児島藩と熊本藩が指摘されていることは注目に価しよう。鹿児島藩は、明治二年八月、日高国と十勝国の分領支配を命ぜられるが、同年一〇月には両国とも返上している。また、熊本藩も同年八月に根室国の分領支配を命ぜられるが、同四年三月には返上している。ともに財政上の理由からである。佐賀藩は安政期の蝦夷地調査結果、第一候補地であった釧路、厚岸、川上の三郡が割渡されている。鹿児島、熊本両藩とも、安政期の調査結果の候補地ではなかったのか、あるいは実際両藩とも蝦夷地開拓する資金が不足していたのか、史料的に明らかではない。ただし、諸藩・士族・寺院等の支配設定の経緯は充分明らかではないが、戊辰戦争に対する賞典にもとづき、薩長土肥の順で支配地を割渡していることから勘案すると[62]、鹿児島藩の支配地は優良地域であるから、藩財政が逼迫していたと考えるのが妥当であろう。

第三点は、明治初年の福岡藩分領支配地である久遠・奥尻両郡の開拓はかなり積極的に行われていることである。第五章で述べたように、開墾田畑や漁船・漁具数の激増、移民の急増がそれである。一般に分領支配時代に開拓の意欲をいささかでもみせていたのは、佐賀、山口、水戸、彦根、仙台、福山の諸藩といわれているが、福岡藩をこれに加えても無理はなさそうである[63]。

もっとも、明治三年六月に発覚する福岡藩宝貨贋造事件は、福岡藩の分領支配地である両郡が舞台となる。福岡藩の北海道開拓と、この贋造事件との関連は今後の課題としたい。

註

(1) 北海道開拓に関しては、田中彰・桑原真人『北海道開拓と移民』（吉川弘文館、一九九六年）、桑原真人『近代北海道史研究序説』（北海道大学図書刊行会、一九八二年）、同『戦前期北海道の史的研究』（北海道大学図書刊行会、一九九三年）、同「北海道の経営」（『岩波講座日本通史』第16巻、一九九四年）、関秀志・桑原真人『北海道民のなりたち』（北の生活文庫第一巻、北海道新聞社、一九九五年）、中村英重『北海道移住の軌跡』（高志書院・一九九八年）、海保嶺夫「北海道の「開拓」と経営」（『岩波講座日本歴史』16、近代3、一九七六年）、君尹彦「開拓使設置の諸問題」（関秀志編『北海道の研究』五、近・現代篇Ⅰ、清文堂出版、一九八三年）、関秀志「江戸期

～明治前期の羽幌地方」（『新羽幌町史』二〇〇一年）、北海道編『新北海道史』（第三巻通説二、一九七一年）、札幌市教育委員会編『新札幌市史』（第二巻通史二、一九九一年）、増毛町史編纂委員会編『増毛町史』（一九七四年）、江差町史編集室編『江差町史』（第六巻、通説二、一九八三年）、北海道庁編『新撰北海道史』（六、一九三六年）、函館市史編纂室編『函館市史』（通説編第二巻、一九九〇年）等がある。また、福岡藩の北海道開拓に関しては、安川巌『物語福岡藩史』（文献出版、一九八五年）、奥尻町史編纂委員会編『奥尻町史』（一九六九年）、大成町編『大成町史』（一九八四年）等がある。

(2) 前掲『物語福岡藩史』五三一―五三九頁。

(3) 前掲『新北海道史』（第三巻通説二、一一八―一二〇頁）。

(4) 前掲『北海道開拓と移民』三六―四六頁、前掲「開拓使設置の諸問題」二―三二頁、参照。

(5) 前掲『新北海道史』（第三巻通説二、一二七―八頁）。

(6) 前掲『新北海道史』（第三巻通説二、一二八―一三四頁）。

(7) 前掲『新北海道史』（第三巻通説二、一二〇―一二二頁）、前掲「開拓使設置の諸問題」（三二―三三頁、参照）。

(8) 明治二年「開拓使公文録　原本」一、二（五七〇二、北海道立文書館蔵）

(9) 明治二年「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」（A4―一九四、北海道立文書館蔵）

(10) 前掲「開拓使公文録　原本」一、二、明治己巳八月至三年九月「北海道地所割渡留」石狩詰開拓使（A4―二〇四、北海道立文書館蔵）。

(11)(12) 前掲『新北海道史』（第三巻通説二、一二九―一三二頁）。

(13) 前掲「北海道地所割渡留」石狩詰開拓使。

(14) 前掲「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」、「開拓使公文録　原本」一、二。

(15) 前掲「北海道地所割渡留」石狩詰開拓使。明治二年一〇月、開拓使は弁官に対し、「熊本藩へ支配地割渡ノ件」で書類の提出をもとめていることが窺える。

（付箋）「熊本藩へ支配地割渡ノ件
弁官へ熊本藩へ御達ノ義ニ付廻ス」

過日申入置候北海道根室国野付郡（目梨）、標津郡、熊本藩支配被仰付候、月日并開拓使江例之通、御達書写シ、乍御世話御貰申度存候也

（明治二年）十月七日　開拓使

弁官御中

（付箋）「弁官ゟ口上回答」

別紙之熊本藩御達章写、御廻申入候、最も初メノ中ニえ、御支配被仰付候、御達書写被御達申候処、中頃ゟハ本御使ゟ支配分割地之御伺有之、御検印ニ相成候事ニ付、御達え不致候間、為念申入候也

（明治二年）十月七日　弁官

（付箋朱筆）「別紙欠」

開拓使御中

（明治二年「開拓使公文録　原本」一、二、五七〇二）

(16) 明治四年ノ八「開拓使公文録　原本」八、地方ノ部、（五七一一、北海道立文書館蔵）。

(17) 前掲「北海道地所割渡留」石狩詰開拓使（A4－二〇四）には、根室国目梨・標津両郡の「増支配」について次のように記されている。

（朱筆）「増支配　仙台県」
熊本県
〃
〃
根室国
目梨
標津　郡
（朱筆）「辛未中　依願支配被免ル事
但シ、産物掛ニ而管轄之事」

(18) 前掲「開拓使公文録　原本」一、二。

(19) 前掲「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」。

(20) 明治二年十一月ヨリ「諸願窺留」庶務掛（一六二、北海道立文書館蔵）。また、同年一二月一八日には、福岡藩は、奥尻島の流人に関する書類を取寄せようとしていたことが、前掲「諸願窺留」で明らかである。

(21) 前掲『新北海道史』一二四頁。

(22) 前掲『奥尻町史』一〇七頁、前掲『物語福岡藩史』五三七頁。

(23) 明治二年「書類　金穀掛」（一四九、北海道立文書館蔵）。なお、本文中の購入以外の用品についても、同文書にある。

(24)(25) 前掲『新北海道史』一二五－六頁。

(26) 明治四年「各県支配地十三ヶ条取調書」開拓使札幌開拓使庁（A4－二四〇、二四一、二四二、二四三、北海道立文書館蔵）。以下明示しない限り、この章の史料は同史料による。

(27) 久遠郡の役所が「久遠郡福岡藩出張所」とあるところから、「北海道出張所」とした。

(28) 浮役は小物成とともに領主財政の窮迫につれて財源としての比重を増し、明治になっても雑税として存続した。しかし明治八年（一八七五）に消滅した。

(29) 前掲『増毛町史』三二八頁。

(30) 明治四年「後志国久遠郡産物戸籍等調書」福岡県（三九〇、北海道立文書館蔵）。

(31) 「従前之分」は、明治二年以前の分であり、明治二年九月（福岡藩分領支配後）以降の分は史料的に明らかではない。

(32) 明治四年「後志国奥尻郡産物戸籍等調書」福岡県（一七五、北海道立文書館蔵）。

(33)(34) 前掲『物語福岡藩史』五三七－八頁。

(35) 前掲『奥尻町史』一〇九頁。

(36) 明治五壬申年「各郡戻回文」弐号、庶務掛（四四〇、北海道立文書館蔵）。

(37) 前掲『奥尻町史』一〇八－九頁。

(38)(39) 前掲『新札幌市史』第一巻通史一、六九四－七〇二頁。

(40) 前掲「開拓使公文録　原本」一、二、「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」。

(41) 前掲「蝦夷開拓場所割渡願書付綴込」。

(42) 前掲「開拓使公文録　原本」一、二。また、佐賀藩への振別郡の「増支配」決定の経緯は、次の史料で明らかである。

（付箋）「十二月
佐賀・高知両藩並増上寺へ増支配ノ義御達」

十二月廿七日請取　　開拓使

別紙之通被仰付候間、為心得相達候事

（明治二年）十二月　　太政官

（付箋）「別紙」　　佐賀藩

千島国之内
振別郡

右其藩へ支配被仰付候条、開拓・守衛相兼尽力可致候事

（明治二年）十二月　　太政官

（明治二年「開拓使公文録」八（五四八二、北海道立文書館蔵）。

(43) 明治三年ノ六「開拓使公文録　原本」一、二、五七〇二）

(44) 前掲『新札幌市史』（第一巻通史一、七〇二頁）。

(45) 明治三年「雑　函館」（二二三、北海道立文書館蔵）。

(46) 前掲「江戸期～明治前期の羽幌地方」二五四－二六〇頁。

(47) 前掲「各県支配地十三ヶ条取調書」開拓使札幌開拓使庁（A4－二四〇、二四一、二四二、二四三）。以下明示しない限り、この章の史料は同史料による。

(48) 前掲「江戸期～明治前期の羽幌地方」二八四頁。

(49) 佐賀県は、明治五年三月の段階では「開券拾万円御貸附」を開拓使に依頼していたが、同年八月二七日にようやく回答があり、金五万円の貸付金額が決定していることが、次の史料で明らかである。

（付箋）「佐賀県御貸付金札幌諸費へ振向ヶ方」

御書状申進候、然ル於御地佐賀県江開券拾万円御貸附之積、御詮議済相成候趣之処、当今札幌庁学財、官宅其他営繕向至急ニ為運候半ゐ、不相成ヶ所ゞゝ之諸入費夥多之儀ニ付、右江振向候間、前条拾万円之内五万円御貸渡相成、残五万円ゑ差向、札幌之方江御廻シ金ニいたし可申候、尤右願江者、其内跡五万円御貸渡之積金も可申進旨、次官公ゟ御達ニ付、此段得御意候、上局江御申立、可然御取計有之度候也

（明治五年）壬申三月廿七日　　函館貸附懸　印

東京
貸附懸御中
会計懸

証

金五万円也

右ゑ鍋島正四位拝借書面之通リ、正ニ請取候也

（明治五年）壬申八月廿七日　　（函館）貸附掛

（東京）会計掛御中

（明治五年「開拓使公文録　原本」会計之部（五七二二））

(50) 前掲「開拓使設置の諸問題」二－三二頁。

(51) 前掲『新札幌市史』第一巻通史一、六九四－七〇二頁。

(52) 前掲『北海道開拓と移民』五九－六二頁。

(53) 天塩国留萌・増毛両郡、石狩国樺戸郡の分領支配を積極的に推進した

山口藩ではあったが、分領支配制が廃止され北海道から山口に撤退するに際して、開拓使から金四、〇〇〇円を借用していた。すなわち、

一金四千円也

右ハ北海道増毛郡支配地引揚之節、其県差権少参事森政知江帰県之上宋谷御出張所江返納之積、同人証書も有之候処、右ハ東京当使出張所江、至急御返納御取計可被成候、此段及御掛合候也

（明治五年）
壬申九月八日　　開拓使

山口県御中

（前掲「開拓使公文録　原稿」（五七二二））

なお、山口藩の北海道開拓（捕鯨）については、拙稿「明治初年北海道捕鯨業の一齣」（『福岡市総合図書館研究紀要』創刊号、二〇〇〇年）参照。

〔付記〕本稿を執筆するにあたって、北海道立文書館の館員の方々にお世話になった。記して感謝したい。

〔福岡市総合図書館〕